

1 議 事 日 程（3日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質 問 者 氏 名 (議 席 番 号)	質 問 項 目
1	長谷川 公 成 (16)	1. 中学校部活動の中体連出場について 部活動を行っている中学3年生にとっての中体連は中学校最後の大会であり、この結果によって子どもたちの今後の進路や人生にも影響を及ぼす大会である。 その中体連について今回、市内4中学校は保護者と協議を行うことなく校長会での決定事項として、学校に部活動がない競技に出場する生徒を中体連へ引率する教師の派遣を見送る旨の通知を出した。何故このような決定に至ったのか理解できず不信感しかないことから3点伺う。 (1) 校長会で決定したことを教育委員会は承知していたのか。 (2) 中体連に出場するため外部指導者と保護者、学校の協議は行われたのか。 (3) 今後、中体連に出場できなくなるような事態を避けるために早急な対応が必要だと思うが見解を伺う。
2	馬 場 礼 子 (2)	1. 通学路沿いの竹林（倒竹）の危険性とその対策について 市内通学路沿いの高台にある竹林から長さ7メートルを超える竹が、ここ最近、通学路でもある道路に頻繁に落下し、非常に危険な状況が続いている。 当該竹林は複雑な所有形態ではあるが、「関係者と交渉中」との説明が続き、長年実質的な進展が見られないことから4点伺う。 (1) 本件に関する現状、危険性を市はどのように認識しているのか。また、これまでの経緯と対応状況について伺う。 (2) 土地の所有権を複数の人が持っている場合、どのような手順で調整を行っているのか。また、本件において長年進展が見られない主な原因は何か具体的に伺う。 (3) 通学路は安全確保が最優先されるべきであり、調整が難航していようが、市が主導的に応急措置を講じるべきと思うが、市単独で実行可能な対策について実施・検討はおこなったのか伺う。

		(4) 長年、市民から危険との声が届きながらも、実質的解決に至っていない現状に対し、行政の長として、この問題にどのように関与し、今後、どのような方針で解決に取り組まれるのか市長の見解を伺う。 2. 民泊に関する市の対応について (1) 現在、太宰府市内における民泊の状況と把握している件数について伺う。 (2) 民泊に関する苦情やトラブル発生時の市の対応体制について伺う。 (3) 現行制度における、市が関与できる範囲について伺う。 (4) 住民生活と観光施策の調和における、ガイドライン・条例制定の可能性について伺う。 (5) 福岡県との連携体制の構築について伺う。
3	神 武 綾 (13)	1. 中小企業支援について 今定例会に上程されている太宰府市小規模・中小企業振興条例制定により、市内中小企業に対する事業支援、事業者の地域貢献などが期待されていることから3点伺う。 (1) 素案作成過程について (2) パブリックコメントや市内事業者、市民からの要望等について (3) 中小企業の事業支援について 2. 山火事対策について 全国的に山火事の発生件数が増えている。市民の方から不安の声が聞かれる。市の対応について2点伺う。 (1) 発火防止策について (2) 担当課と消防署との連携について 3. 教員の心と体を守る働き方改革について 国会において教員給与特別措置法の改正が審議中であるが教員の「働かせ放題」の解決には程遠いと考え。本市における解決策等について2点伺う。 (1) 教員の残業・休日出勤の現状と軽減策について (2) 教職員定数の充足状況について
4	原 田 久美子 (12)	1. 野良猫への餌やり禁止条例について 人と猫との共生のために野良猫にむやみに餌を与えないようにする「餌やり禁止条例」が必要と考え、令和6年3月定例会にて質問した。そこで4点伺う。 (1) その後の調査、研究の状況について (2) 野良猫に関する苦情や相談が自治会を含め今までに何件あ

		っているのか。 (3) 野良猫に関する相談、苦情にはどのような回答をしているのか。 (4) TNR活動のボランティアについて 2. 令和2年度小中学校の入学式について 令和2年度、本市では小学校の入学式が行われなかった。そこで3点伺う。 (1) 入学式を行わなかった理由 (2) 近隣市では、日にち遅れの入学式が行われたが、本市では行われなかった理由 (3) 当時、中学校の入学式は挙行されたのか。
5	木村彰人 (7)	1. 第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（新戦略）の策定過程について 市政運営の指針となる総合戦略が改訂され、令和7年度より第3期総合戦略（新戦略）に基づく市政運営が始まっている。そこで、新戦略の策定過程に関して3点伺う。 (1) パブリックコメントの実施状況と、市民から寄せられた意見がどのように新戦略に反映されたのか。 (2) 新戦略の策定過程において、議会での審議が行われなかったことに関して、市長の見解を伺う。 (3) 完成した新戦略の市民への公表状況と、今後の情報発信について 2. 第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（新戦略）に定める施策の実効性について 新戦略の実効性について、施策「ニューだざいふ型市街地の活性化」に定める「西鉄五条駅周辺の整備促進等事業の推進」を一例に取り上げ、2点伺う。 (1) 整備促進等事業に含まれる具体的な事業内容について (2) 当該事業に設定されたアウトプット（取り組み）と、それにより見込まれるアウトカム（便益）の内容について
6	橋本健 (17)	1. 市民政庁まつりについて 本市の市民政庁まつりは、これまで38回開催された。開催趣旨は、市民によるまちづくりの一環として、市民相互の交流と郷土意識を深め、住みよいまちづくりの推進を図ることとある。今後、より市民の絆を深めさらに本市の経済活性化を図るため、2日間に渡って開催することを提起したい。 初日は市民参加を募り、古代衣装をまとった行列で天満宮から政庁前まで練り歩き、梅花の宴の再現や前夜祭として夕方には「薪

		能」(有料)で太宰府らしさを演出する。二日目は、舞台・飲食・物販など魅力ある内容を全国に発信し経済効果を図る。各出店ブースからは、使用料として売上の10%を市が徴収する。このような大規模な全国区の市民政庁まつりへ変貌させたいと考えるが市の見解を伺う。 2. フードトラック社会実証実験について 史跡地の魅力を高めるため及び将来の制度設計に向けた基礎資料とするためにフードトラック(移動販売車)の実証実験が市内3箇所の史跡地にて期間限定で実施された。3月末で終了したが、実証実験中の状況と結果の分析や総括について伺う。
--	--	---

2 出席議員は次のとおりである(15名)

2番 馬場礼子議員	3番 今泉義文議員
4番 森田正嗣議員	6番 入江寿議員
7番 木村彰人議員	9番 船越隆之議員
10番 堺剛議員	11番 笠利毅議員
12番 原田久美子議員	13番 神武綾議員
14番 陶山良尚議員	15番 小畠真由美議員
16番 長谷川公成議員	17番 橋本健議員
18番 門田直樹議員	

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

8番 徳永洋介議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(28名)

市長 楠田大蔵	副市長 原口信行
教育長 井上和信	総務部長 轟貴之
総務部理事 (市長室担当) 杉山知大	(経営企画担当) 総務部理事 (総務担当) 宮崎征二
市民生活部長 友添浩一	健康福祉部長 大谷賢治
健康福祉部理事 (子ども担当) 添田朱美	都市整備部長 (併公営企業担当) 伊藤健一
観光経済部長 竹崎雄一郎	教育部長 添田邦彦
教育部理事 平野善浩	総務課長 鳥飼太
経営企画課長 宮原竜	併選挙管理委員会事務局長 平嶋香代子
防災安全課長 糸山邦明	総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴広報担当課長兼シティプロモーション担当課長 高田政樹
市民課長 今村江利子	地域コミュニティ課長 大石敬介
福祉課長 山崎崇	環境課長 古賀千年志
上下水道課長 田中潤一	都市計画課長 草場康文
産業振興課長 満崎哲也	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長 井本正彦
学校教育課長 鍋島順一	社会教育課長 松尾誓志
	監査委員事務局長

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 野 寄 正 博

議 事 課 長 花 田 敏 浩

書 記 陣 内 成 美

書 記 三 舛 貴 市

書 記 木 村 幸代志

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されておりましたが、徳永洋介議員が本日の本会議を欠席されるため、予定されていた一般質問は取下げとなります。以下、質問順位を繰り上げて行います。

一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定しておりますことから、本日13日6人、16日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました中学校部活動の中体連出場について質問させていただきます。

中体連といえば3年生にとって中学校最後の大会であり、非常に注目を浴び、この結果によっては、その子どもたちの今後の進路や人生までもに影響を及ぼす大会です。

その中体連出場について、今回、市内4中学校は保護者との協議を行うことなく、校長会で決定したこととして、学校に部活動がない競技に出場する生徒を中体連に引率する教師の派遣を見送る旨の通知を出されました。

私は、学校、保護者、外部指導者の3者で協議が行われ、そこで確認した内容が通知されるべきであったと考えます。

なぜ、このような決定に至ったのか理解ができません。不信感しかありません。

そこで3点お伺いいたします。

1項目め、校長会で決定したとのことですが、教育委員会は承知していたのかお伺いいたします。

2項目め、中体連に出場するため、外部指導者と保護者、学校の協議は行われたのかお伺いいたします。

3項目め、中体連に出場できなくなるような事態を避けるために早急な対応が必要だと感じ

ますが、見解をお伺いいたします。

再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） まず、1項目めについてですが、学校に部活動がない競技の引率は、教員ではなく、社会体育団体などが行うことを保護者に周知したとの報告が校長会から教育委員会へありました。部活動の顧問配置や引率といった教員の業務に関しては、学校長の判断によりますことから、4中学校の校長が協議の上、決定したものであると認識しております。

次に、2項目めについてですが、社会体育団体や民間事業者の外部指導者と保護者、学校の3者での協議は行われておりませんが、民間事業者の指導者と学校での協議は行われたと報告を受けております。また、個別に保護者へ電話にて説明を行った中学校もありました。

次に、3項目めについてですが、国が進める部活動の地域展開に伴い、中体連においても、地域クラブ活動に所属する生徒の参加基準がおおむね整備されました。中体連への参加を希望する生徒は、学校部活動で参加するか、地域クラブで参加するかを選択することになります。学校部活動の現状から、学校部活動で参加せずに地域クラブで中体連に出場を希望する生徒が全員出場できるよう、学校、保護者、社会体育団体などと中体連大会出場に関する共通理解を図り、生徒の大会への出場機会が確実なものとなるように関係機関との調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） まず、教育委員会と校長会の関わり方についてお伺いいたしますが、校長会には、教育委員会としては出席されておられるのか。

それともう1点が、また、このように校長会で決定されたということですが、それに対して、教育委員会として意見は述べられないのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 校長会は、市内の校長が集まって学校の経営などを協議し、調整・統一を図っていく会議です。教育委員会では、毎月、校長との会議を実施しております。校長会はあくまで調整・統一を図る会議であることから、市の教育施策に関しては、教育委員会と相互に調整し、施策に取り組むこととなりますが、学校長に裁量がある案件の場合、最終的な判断は学校長に委ねられることになります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そこはちょっとよく分からないところであって、これが例えば、児童生徒のためにならないような判断であれば、私は教育委員会として、もっと児童生徒のためになるような判断をしていただくように、教育委員会のほうから指導というところとあれなんですけども、意見を述べる必要があるかと思うわけですね。ですから、今回のこの決定につ

いては教育委員会はもっと意見を述べて、それはちょっときちんと協議した上でというふうなことで決定していただきたかったと思います。

1 項目めは校長会の件について、部活動とはかけ離れてしまいますので、これで終わります。

2 項目めなんですけども、中体連に出場するため、外部指導者と保護者、学校との協議は行われたのかというふうな質問ですが、令和7年度全国中学校体育大会、地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則というものがございまして、これは日本中学校体育連盟から会長名で、恐らく令和6年10月11日に通知されてあると思います。

今回、特に部活動あるんですけど、水泳競技においてちょっと質問させていただきます。内容をちょっと申し述べますね。水泳競技においては、在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒、選手及び保護者の意向を尊重することというふうにあるわけですね。しかしながら、今回の校長会での決定では、こういうふうな意向は全く反映されておりません。何でこういうふうな資料が出てるのに校長会は勝手に決定したのか。本当に不信感でしかないんですね。

水泳に関しては、中体連の規定で言えば、さっきも言いましたけど、学校から出場するのか、クラブチームから出場するのかは、子ども、保護者の意向を尊重することとあるのにもかかわらず、今回、4中学校中3中学校は、子どもにも意見を聞かず、一方的に学校からの出場を認めないと決定したことは本当に理解できません。この件についてご答弁があればお願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 今回、学校に部活動がない競技の中体連参加に関して、教員の引率をしないことを、中学校は文書にて保護者に通知していました。文書とは別に、個別に保護者へ電話にて説明を行った中学校もありましたが、議員のご指摘のとおり、生徒、保護者への説明は丁寧に行われるべきであったと考えております。

中体連大会の出場が困難な状況が判明した際には、4中学校ともに生徒のことを一番に考え、保護者への説明を行い、地域クラブから参加できない生徒については、中体連大会の引率を行うように対応されました。

教育委員会としましても、生徒の皆さんやその保護者の皆様にはご不安な思いをさせてしまい、本当に大変申し訳なく感じております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 確かに通知は来ました。うちも生徒を持つ父親ですので、それは見ました。それはたしか1月17日付か何かだったですかね。もちろん保護者は何も知らされてない状況の中、紙切れ1枚と言うとちょっとあれですけど、そういうふうなのをもらって、どう判断すればいいのかと迷うところですよ。子どもにも何か聞かれたと言うと、いや何も聞かれてないと、こういう状況で話は進んでいったわけですね。結局、その間何があったかと言えば、水泳をしている子どもたちは、スイミングスクールからもちろん中体連には派遣される。

もちろん民間ですからね。仕事の合間を中体連にとなかなか行かないわけですよ。普通のクラス、授業もあっているわけですからね。スイミングスクールの。そこで中体連になかなか行けませんよ。しかも、学校側から何の連絡もない。学校も派遣しませんから。それで切り捨ててるわけです。その間、生徒、保護者、どうしたらいいんだ自分たちはということで、これ本当に大変だったんですよ。連休明けが締切りだったんですよ。登録の。私のところに連絡が来たのが連休前です。4月下旬でした。もう時間がないと、連休も挟むということで、今回は、褒めるわけではないですが、教育委員会の理事、課長あたりが速やかに動いていただいて、事なきを得たと、出場できるようになったということで解決はしているんですが、この経緯が非常に私問題だと思ってるんですね。ですから、今後はこういうことないようにお願いしたいところでございます。

ただ、今回は教育委員会がそのように早期に動いてくれたと、校長会の決定を覆したという言い方おかしいかもしれないですけど、そこは評価しておりますので、ご理解ください。市長には最後聞きますからね。

3項目めに入るんですけども、今後、地域移行がこのように進んでいく中で、やはり考慮していかないといけない部分が出てくると思うんですね。やはり学校側はクラブチームをお願いしている以上、学校側がクラブチームをお願いしているわけですからね。結局、その派遣ができないと、いろんな様々な理由で。お願いしている以上、もっとクラブチームの意向を聞きながら進めていく必要があると私は感じております。

中体連は、学校の許可がないと出場できませんから。子どもたちも、クラブチームの名前より学校の名前を背負って出たいと。すばらしい子どもたちじゃないですか。夏の中体連が終われば、秋にはもうすぐ新人戦が始まります。一生懸命頑張っている生徒のため、学校、保護者、クラブチームと今後の協議を行い、丁寧に進めていくべきだと私は考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 部活動の地域展開は、教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに応じた活動機会の充実を図ることが目的とされています。今後さらに、地域のスポーツ団体や指導者、民間事業者などと連携し、学校の枠を超えて、地域全体で支える仕組みに転換していくことになります。

中体連においても、地域クラブ活動に所属する参加基準や環境がより一層整備されていくことを考えており、今後も、中学校、保護者、社会体育団体などと共通理解を図り、生徒の健全な育成を支援していくように考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 外部指導者というのは、やっぱり民間指導者が今後増えてくると思うんですね。例えば、大阪とか東京に行けば、野球部やサッカー部はもうないと。全部クラブチームをお願いしているからということで、本当に軟式野球部があるのは西日本の限られた地

域しかないんですね。ひょっとしたら近畿、関東一円を除けばあるかもしれませんが。ですから、その民間に、民間というかそういったクラブチームにお願いするのはお願いするで、学校側の態度を変えないと、何かもう児童生徒が一番困るんですね、生徒が特に困るんですね。宙ぶらりんにならないようにお願いしたいと思います。

市長、最後にお伺いいたしますけども、今回のこの件、学校側は、先ほども申しましたが、子どもや、生徒、保護者に何の説明もなく、文書1枚で今回の件を通達しております。その用紙にも書いてありました、何かございましたらご連絡くださいと。保護者がどういうことですかと説明を求めても、学校長の決定事項なのでこれ以上話はできない。電話にすら出てもらえなかったという事実もあるわけですよ。こういうふうに突っぱねたやり方をしております。これやり方おかしいんですよ。保護者や、クラブチームにも連絡もせず、校長会で決定したものを文書配布。こういったことを行ったことは、冒頭申しましたが、生徒の心理や、その先の人生、大きく左右されますしね。保護者に対しても配慮に欠けたやり方で不満でしかございません。今後はこのようなことがないように強く抗議するとともに要望しておきます。

これが市長の言う子どもまんなか施策ですか。現場である学校には全く行き届いてませんよ。浸透してませんよ。私の考えは、やはり本市の教育施設で働いている人たちは市の職員という認識です。各自治体にも教育委員会が設置されているのは、学校関係者も本市の職員だという扱いと認識しております。学校関係者に、もっと市長の施政方針を理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。今までのやり取りを聞いて、楠田市長はどのように感じられたかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今日、徳永議員も欠席ですので、少し時間も余裕があると思いますので、ちょっと長めに私なりに、この議会ではいろいろ答えていきたいと思っておりますが、まず、長谷川議員おっしゃることも至極当然ごもっともだと思っております、私も市長として非常に反省もし、また、力不足を改めて感じているところであります。

そうした中で、今までのご指摘の中で、私自身もそう申しますのは、校長会だけではありませんけれども、学校現場の校長をはじめ先生方、そうした現場の方との意思疎通が、なかなかこの7年半たちますけども、計り切れてこなかったということも実感としてあります。例を挙げると、なかなかまた差し支えあるので、差し支えあるからこそ、例を挙げたいと思っておりますけども、例えば、学校の、ある学校の運動場がただでも狭いの、先生用の駐車場をアスファルトで造っているような状況を見る。私も後から聞いて、やっぱり子どもたち意外と見てと思うんです。私も子どものとき感じた大人への不信感って、非常にあります。政治家への不信感も非常にありました。だからこそ自分がなったわけですが、そうした中で、やっぱりともすれば、私も油断すれば、大人の論理で、学校の論理で、子どもたちが真ん中になっていないということはこれまでもありました。子どものためになると思ったシンポジウムが校長会の反対でできなかったこともありました。そういうことも本当に私の力不足であります。

けれども、今回の件は特に、やはりそうした決定が独自にされて、それがまた連絡も遅くなったということは、非常に憂慮すべき事態だと思っています。

先ほどのクラブチームと学校の名前を書くということも、例えば、ワールドカップで言いますと、やっぱり自国代表で出て、そこで優勝したいと。クラブチームでもそれぞれ活躍していても、わざわざ遠征をして、国の代表で、その国のために結果を残したいというトップ選手いっぱいおられますよね。ですから、それは子どもたちも同じ思いだと思うんですね。学校の名前を、地域の名前をしっかりと出して、クラブチームだけではない実績を残したい。これはもう本当に愛国心にも、郷土愛にもつながる非常に重要な考え方でありますので、そうしたことをむげにするようなことも非常に私は憂慮すべきことだと思っています。

そうしたことも含めまして、今日、答えてくれてます平野理事は非常に経験豊富で、平野理事自身も非常に、子どもたちを中心に、これまでも実績を残してこられた理事でありますので、もう一度、教育委員会、市と教育委員会の関係、教育委員会と学校の関係、そして、全て市政に関わる全ての方が、おっしゃるように我々の仲間、職員であるという思いの下で、やはり市政の考え方をしっかりと伝えていくと。そうしたことを徹底していかなければならないと改めて感じたところであります。ご指摘ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

水泳競技に関しましては、市民プールでずっと練習して、今回、世界選手権に出る選手もいるわけですね。やはりなかなかその企業からの支援が得られないとか、そういう理由だと思います。仕事しながら。ただそういった立派な選手もいるわけですよ。ですから、今後、本当に世界に羽ばたく人材育成として子どもたちを支援していくのであれば、こういう何か冷遇、本当に何か残念なことをしないで、やはりもっと厚遇してくださいよ。子どもたち一生懸命頑張ってるんですから。

最後になりますけども、県大会は、学校側は引率しないで、外部コーチとして保護者が引率するとのこと。どう考えるかは教育委員会にお任せします。よろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場礼子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますのでお知らせいたします。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

1件目、通学路沿いの竹林（倒竹）の危険性とその対策について。

太宰府市石坂の通学路沿いに位置する県道において、のり面高さ約4メートルの上部に繁茂する、高さ7メートルを超える竹林が、通学路及び車道に向けて落下する事案が、過去2年間に3度確認されております。極めて危険な状況が継続しており、看過できない状態にあります。

この危険性について、私自身、これまで建設課を通じて、竹林の伐採等の対策を再三要請してまいりました。しかしながら、当該竹林は、県及び複数の個人が所有する土地という複雑な所有形態ということもあり、「現在、関係者と交渉中である」との回答にとどまっています。しかし、私が最初に対応を求めてから既に3年が経過しております。

さらに遡れば、この問題は私が引き継ぐ以前、10年以上前から、地域の自治会をはじめとする住民の方々により、繰り返し危険性が指摘され、対応が要請されてきたと伺っております。つまり、長年にわたり、実質的な解決には至っていないというのが実情です。

加えて申し上げれば、この箇所は、児童生徒が日常的に利用する通学路でもあります。令和7年度の太宰府市施政方針において、「通学路交通安全対策の推進」が掲げられ、登下校時の児童生徒の安全確保にさらに強力に取り組んでまいりますと明記されています。しかし、現実には、倒竹が発生するたびに、児童生徒が通学路を通行できず、やむを得ず迂回を強いられる事態が発生しています。ここは、まさに最優先で安全対策が講じられるべき場所ではないでしょうか。

竹林は明らかに5年から10年以上の老朽化が進んでおり、今後さらに折損や倒木の頻度が増すことは必至です。これまでの3件の倒竹では幸いにも人的被害は発生しておりませんが、重大事故の発生は時間の問題であるとの強い危機感を抱いております。

土地の所有者が誰であるかにかかわらず、市内の通学路に明白な危険が存在している以上、行政として責任を持って早急に対応すべきであり、仮に重大な事故が発生した際は、その責任を免れることはできないものと考えます。

そこで、4項目質問いたします。

1項目め、本件に関する現状、危険性を市はどのように認識しているのか。これまでの対応状況について伺う。

2項目め、複雑な土地所有形態の場合、どのような手順で調整されているのか。また、本件において、長年進展が見られない主な原因は何か伺う。

3項目め、通学路の安全確保は最優先であり、調整が難航していようが市が主導的に応急措置を講じるべきであるが、市単独で実行可能な対策について、実施・検討は行ったか伺う。

4項目め、市長は、行政の長として、この問題にどのように関与し、今後どのような方針で取り組まれるか見解を伺う。

2 件目、民泊に関する市の対応について。

本件は、ある市民の方からのご相談によるものです。内容は、閑静な住宅街に突如として民泊施設が開設されることとなり、事業者からは、「住民説明会は実施しない」「トラブル時の連絡先は施設に掲示するのみ」との話があったことから、地域住民が大きな不安を抱えているというものでした。

太宰府市は、歴史と文化を背景に多くの観光客が訪れる一方で、落ち着いた住環境を求めて居住する市民も数多くいらっしゃいます。観光振興と住環境の調和は、今後の地域運営において極めて重要な課題と言えます。

しかしながら、保健所設置市ではない太宰府市において、民泊に関する所管は、福岡県の保健所が担っており、市独自の裁量で対応できる範囲が限られているのが現状です。

そのため、地域住民の声が適切に行政に届きにくい、あるいは対応が遅れるといった課題が浮き彫りになっています。

今後、市民の安心・安全な暮らしを守る観点から、制度の枠組みや運用の在り方について、県との連携を含めた改善の検討が求められるものと考えます。

そこで、5 項目について質問いたします。

1 項目め、太宰府市における民泊の状況と把握している件数について伺う。

2 項目め、苦情・トラブル発生時の市の対応体制について伺う。

3 項目め、現行制度における市が関与できる範囲について伺う。

4 項目め、住民生活と観光施策の調和におけるガイドライン・条例制定の可能性について伺う。

5 項目め、福岡県との連携体制の構築について伺う。

以上、ご回答よろしくお願いいたします。再質問は、発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、県道筑紫野・太宰府線に沿ったのり面は、枯れた竹が落下する事案が複数回発生した箇所であることから、常に状況を注視すべき箇所として認識しております。このことから、市としましては独自のパトロールを実施しておりますが、異常があれば速やかに道路管理者である福岡県的那珂県土整備事務所に報告し、土地の所有者に対する適正管理の指導も含めて対処いただくとともに、現場の状況によっては、市で倒竹の撤去などの応急対応を行っているところでございます。

次に、2 項目めについてですが、土地の所有者数に限らず、本件につきましては、県道筑紫野・太宰府線上の倒竹についての対応でありますことから、市としましては、基本的に道路管理者である県に対し、土地の所有者に対する適正管理の指導を要望していくことになります。また、進展が見られない主な原因につきましては、議員ご指摘のように土地の所有者が複数人いるということで、境界を明確にする必要があること、現場が高所のり面で伐採作業が難

しく、維持管理が容易ではないこと等が上げられるのではないかと考えております。

次に、3項目めについてですが、現場は県道ということで、道路管理者である福岡県が管理を行っておりますが、市といたしましても、地元自治会等の協力を得ながら、独自でのパトロール、倒竹の際の県への通報とともに可能な範囲の応急対応等を実施しているところであります。

次に、4項目めについてですが、本件は、民有地を含む高所の竹林という状況等も踏まえながら、解決に向け、今後も引き続き道路管理者である福岡県と緊密に連携を図りながら、通学路をはじめとする道路空間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） まず、写真添付の資料を私配付しておりますが、これを見ていただいただけで危険性というのは十分ご理解できるかと思しますので、十分に目を通していただきたいと思えます。

まず、市の認識なんですけども、安全管理責任、危険性はもう本当に認識されていると思います。そういったご答弁でございました。危険を認識していながら、10年以上、そして、私が関わってから4年目になりますが、解決に向けての実質的な対応には今、至っておりません。通学路の安全を管理する市の立場として、安全管理責任をどう説明されるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 当該土地につきましては、個人地でありますことから、事案が発生してから現在まで、道路管理者の福岡県とともに連携しながら、所有者に適正管理をしていただくために指導を行ってまいりました。現場が高所のり面で、個人での維持管理が難しいことが解決に至っていない原因だと考えておりますが、今後も解決に向けて関係機関と連携しながら、道路空間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 3年間で、2022年の台風11号の影響の落竹は、私ちょっと写真に載せてないんですけども、2023年の落竹の危険性がある竹を、警察が出動したのも含めると、3年間で5回ですよ。5回の落竹があったことになります。しかも、全て見ていただいて分かるように、7メートルから8メートル級の巨大な竹です。それが高さ4メートルから落ちてくるわけです。たまたま人的な被害が発生せずによかったですけれども、繰り返されるのはこれから必至だと思います。もし、人的被害が発生した場合、市の法的な道義的責任が問われる可能性は私はあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 土地の工作物や竹林などにつきましては、土地の占有者や所有者が管理すべきものということが原則でございまして、当該土地が個人地であることから、土地の所有者に適正に管理をしていただいて、そういったことを依頼しておる状

況でございます。このことから、道路管理者である県に、所有者に適正管理をしていただくよう指導を依頼しているところでございますが、危険性が高く、やむを得ない状況では、道路管理者の県の判断で対応を行っていただいたり、市でも道路上の土砂や流竹木などの撤去など、可能な範囲の応急対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 今のご回答から、市の責任、そういったものはあまり関係ないというふうなご理解でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 県道の管理者は県となっておりますことから、私どもも今後とも県と連携して、安全の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 分かりました。

市としての判断ラインなんですけども、もうこれだけ長期化しているこの問題ですけれども、一体市としては、いつ、この対応中というのを言い続けるのは限界だという判断をされるのか。その判断内容を明確にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 判断材料ということではありますが、今後も解決に向けて関係機関と連携しながら、道路空間の安全確保に努めてまいりたいということでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 県との交渉内容についてお伺いしてたんですけども、ご答弁にはございませんでした。県に要請依頼したのは、いつが最初で、何回ぐらい交渉されてるのでしょうか。その記録、全て詳細に記録されているものなのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 日常的に那珂県土整備事務所とはしっかり連携を取っておりますので、何回と言われるとあれですけど、記録はしっかり取っております。以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私が知り得る限り、2016年、約9年前に市営土木工事要請書でご要望されているのを認識しております。6年たった2022年2月には、太宰府小学校区自治協議会の名前でまた提出されていらっしゃる。ただ、ここ二、三年、結構頻繁に落竹しているんですけども、今、ご答弁あったように、その状況ごとに都度都度報告をなされているということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） おっしゃるとおりでございます。先ほども申し上げましたが、県とは日常的に意見交換、この件に限らず行っているところでありまして、そういう場を利用して常に要望しておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） では、その対応の仕方についてお伺いしたいんですけども、この件は報告済み、依頼済みというふうなご回答でございますが、どういう形で報告依頼をなされているのでしょうか。あるいは口頭のみなのか、文書でしっかり報告されているのかというところなんですけども、そもそも各関係者への丁寧なご説明、詳細なご報告がなされているのかと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 基本的には口頭ということになります。ただし、公の場、会議の場とかでも、そういった形で開かれた場でも要望を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 私が今日、写真を提供しておりますが、そういったのも含めて重要なのは、現場が太宰府なんです。一番身近で見て、危険性とかそういった状況を把握しているのは本市のはずです。それをいかに丁寧に詳細に伝えていくかが、私は重要かと思います。口頭のみで果たしてどれだけのことが伝わるのか。正直とても疑問です。そもそも伝え方、その伝え方とか報告の仕方に問題があるとは思われませんか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 申し訳ございません。口頭のみと申し上げましたけど、私ども現状の写真とかを添えて説明なり要望なりを行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 正式な依頼文書ではないということですか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 公文書での要望は行っていないというようなことでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） やっぱりちゃんとした文書で、これだけ長引いている問題ですので、これは私からのお願いですけども、そういう形でされたほうが、しっかり市としてもご依頼しているんですよというサインになるかと思いますのでお願いしたいと思います。

あと、2 項目め、長年進展が見られない主な原因なんですけども、関係者との調整、関係者との調整が続いているということなんですけども、要は複数人所有者がいらっしゃるところ

ろ、その交渉がなかなか進まないというところなんですけれども、個人所有に関しては、先ほどのご発言だと、何か市のほうは一切関知されてないんでしょうか。市のほうでも調整をされているんでしょうか。ここで公表する必要はございませんが、具体的に市のほうでもこういったことを交渉してますよというお示しができる状況ではあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 正式に市のほうで交渉というような形は取っておりませんが、一般的にこの件に限らず所有者等につきましては、いろいろとご相談、ご要望をお願いしていることはございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） この件に関しては、ご相談、ご要望、ご報告とか、そういった状況のほうはお伝えされてるんですか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 所有者の方に窓口等でお話をしたことはございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

所有者調整が壁になっているケースは、ここだけじゃなくて市内ほかにもあるかと思われます。こうした場合のために、包括的な調整ルールとか、優先順位とか、そういったものを構築すべきだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） この件に限らずというようなことであれかと思いますけど、通常、道路等で通報を受けた場合につきましては、まず現地を確認した上で、基本的に土地の所有者で適正管理を依頼しております。それでもなお通行の支障や歩行者に危険を及ぼすと判断した場合は、市道の場合は我々が道路管理者として通行の支障にならないよう、除去や剪定を行うこともございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

先ほどご答弁にもありましたけれども、何かあったときに責任を負うのはその所有者であるというところではございますが、実際、落下とか被害が出ているので、その状況とかもしっかりお伝えされてるんでしょうか。万が一何かあったときの民事責任の可能性、民法第717条土地の工作物責任を所有者の方にも周知すべきかと思いますが、そこもお伝え済みでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本件に関しましては、県道ということもありまして、県のほうから文書なりを提出したというようなことも聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 市との交渉ではなく、県のほうからそういった内容を通達されているということでしょうか。ありがとうございます。

あと、実際このやり取り、この経過で今後も調整中を理由に危険がそのままになっていることが、私は懸念されます。具体的な、先ほども言ったように10年以上、私が関わってから4年目、そろそろ始まりと終わり、時限的な対応スケジュールを提示する責任が市にもあると思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちら繰り返しになりますが、市としましても、地元の協力とかも得ながら、独自でのパトロール、倒竹の際の県への通報とともに、可能な範囲の応急対応等を実施しているところでございます。そういった件で、本件につきましては、民有地を含む高所の竹林という状況等も踏まえながら、解決に向けまして今後も引き続き道路管理者である福岡県と緊密に連携を図りながら、通学路をはじめとする道路空間の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 3項目めの市が単独でできることにに関してなんですが、ご回答にあるようにパトロール、そういったものを実施されているということです。実際、これだけの大変なことになってるんですけど、応急的な安全対策について、庁内というか担当課でしっかり話し合ったり、検討されたりということはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 市におきましても、日常的にパトロールは行っておりますが、特に強風や降雨、降雪の前後等、こちらは重点的に状況確認を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 市単独でできること、こういったものがありますかというご質問に対して、ちょっと回答が少ないんですけども、もう一回聞きます。そういった市単独でできる事業とか、そういったものについて、お話しとか、そういったのはなされているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本件に関しましては、何度か言いましたけど、県道ということもありまして、道路管理者である県と連携して対処していくようにしております。そういったことは常に所管のほうでも話しておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 県と連携してというのは、もう本当に重々分かりますし、そこがネックになっているということも分かりますが、やはり先ほど言ったように、申し上げたように、県に対しても丁寧なご説明とか詳細な報告などを、やっぱりこちらからご提案していかないと、なかなかご理解できないんじゃないかなとも思いますし、あと、例えば、市独自でできることとして、例えば落竹が通学路を塞いだ場合の迅速な除去体制とか、そういったのは整っているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 緊急の体制ということですが、市役所のほうでは24時間365日連絡がつく体制となっております。今回の件に限らず連絡がつくようになっております。その中で、本件につきましても、倒竹の連絡を受けた場合には、県にも連絡をいたしますが、市独自で倒竹の除去等の独自の緊急対策をする場合もございます。実際、先日もあったと思いますが、倒竹の連絡を受けた際は、既に落下している倒竹が、道路通行の妨げになっておりましたので、市ですぐ撤去するというようなことはやっておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） これができるかどうか分からないんですけども、例えば、倒竹が道路上に出ている部分を、緊急対応として除去するとか、あるいは防護ネットとか、ロープとか、そういった簡易柵の設置というのは市としてはできないんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本件につきましては、土地の所有者が適正に管理を行うということでの原因者負担が原則というようなことで考えてはおりますが、危険性が高く、やむを得ない状況では、道路管理者である県の判断で対応を行っていただいたり、市でも、先ほどから申し上げましたように、道路上の土砂や流竹木などの撤去につきましては、緊急対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

あと、落竹の危険性がある状況のとき、通学路、子どもたちが迂回しているんですけども、その通学時間帯の一時的な通行の誘導とか監視対応、例えば、監視員をつけるなど、そういったものは整っているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 過去の落竹の際に車道を挟んだ歩道を通学路とすることも検討しましたが、歩道が狭く、縁石もなく、道路を横断すること多いことから、通学路としては変更しないほうが安全であると考え、通学路は変更していないところで。

現状、道路の様態は変わっておりませんので、今後もこれまでどおり、地域の方や保護者にご協力いただき、児童が安全に登下校できるように体制を整えていきたいと考えております。  
以上です。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 最後やっぱり一番大事なのが、倒竹時の被害報告受付窓口の明確化だと思います。先ほど確かにおっしゃいました。先日、休日に発生しまして、実は市民の方がどこに連絡していいか分からないというところで、私のほうに連絡があり、警備員の方を通じて取り次いでいただきました。その休日の対応も含めて、やっぱりそういった被害報告受付窓口をしっかりと明確にされたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらも先ほど申し上げましたが、休日等につきましても、市役所に電話していただければ、私どもにつながる体制は整えておりますので、早急に対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市民の方はどこに電話していいか分からないというところで、休日なので対応できないだろうというところでしたので、そこもちろんと地元の方にご連絡をされて、周知をされたほうがいいかなと思います。

あと、先ほど通学路に関してちょっと触れたんですけども、通学路の変更はなさらないということですけども、それはそれで全く問題ないかと思うんですけど、例えば、通学路にもかかわらず、児童生徒が通行できない状況にあるわけですね。そういった何ていうのかな、機能不全ですね。通学路、そこを通れなくて、一々迂回していかないといけないというのは、機能不全に陥っていると思うんですけども、その状況、教育委員会としては、この危険な通学路の点検とかは行かれましたでしょうか。何回ぐらい行かれましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 通学路の安全については、年2回開催している太宰府市通学路安全推進会議で点検をしているところです。会議では、書類上の確認だけでなく、現地に赴いて、危険箇所を確認することもあります。また、警察の方にも同行してもらい、危険回避のための方法を助言してもらうこともあります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） では、ここの場所で何回も落竹が起こってるんですけども、教育委員会、あるいは学校、PTA、道路管理者、警察等、そういった合同点検というのは行われているということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） その通りと考えてもらってよろしいです。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 文科省とか国土交通省から、平成25年12月6日付で、合同点検要領とい

うのが出てます。法的な制限というのはありませんけれども、これに関してはぜひ努力義務として続けて、ぜひお願いしたいと思います。

あと、県との連携に関してですけども、もう何回も聞いております。市には法的権限、一切ございません。ただ、一番重要なのは、管理者である県との連携だと思います。先ほど、簡易な報告ではなく、しっかり丁寧に詳細を報告して、誠意を持ってこちらもご連絡をすべきかと思っています。具体的に市から県にどのような協力要請を行われたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） どのようなと言われますと、所有者での適正な管理の指示、あるいは県の所有のところもありますので、そちらのほうにつきましても適正管理をお願いしているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 所有者とかそういった関係以外に、市と県との連携に関して、例えば、現地立会い調査の要請とか、ここの道路が安全ではありませんよ、通学路ですよ、地域住民の方からも不安の声が上がってますよなどをしっかりお伝えして、現地立会い調査の要請、これは県の方と一緒にされた感じでしょうか。そういった現地立会いの調査の要請とかはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 私どもの要望も常にやっておりますが、道路管理者である県のほうにつきましては、落竹の経緯から重点を置いて、二日に一遍程度のパトロールを行っております。私どもも、先ほどから申しておりますように、特に強風や降雨時、降雪時の前後等を重点的ということにしまして、日常的にパトロールは行っておりますが、県とのそういったパトロール等の連携はできておるものかなと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 現地立会い調査をお願いすることによって、やっぱり県の道路管理者としても、落下物とか、通行支障の予防措置を講じてもらう足がかりになるんじゃないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、県と市の連携の枠組みの強化をご提案していただきたいなと思います。県に対して、危険竹林対策に関する市・県の情報共有と対応協議の場の設置であるとか、そういったものをご提案していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） これも繰り返しにはなるんですが、先ほどから申しますように、引き続き県とは密接に、緊密に連携を図りながら、通学路をはじめとする道路空間の安全確保に努めてまいりたいということでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 4項目めに行きます。

市長にお尋ねしたいんですけども、まずこれは新聞報道もありました。警察も出動しましたといういきさつがございますが、この場所への視察とか点検は行かれたことがありますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その報道があったから行ったということではなくて、ふだんからよく通る場所でもありますので、私なりに確認はしておりますし、災害危険地域として視察に行ったこともございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 災害危険箇所というところで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 災害危険箇所という定義はちょっと私も今すぐ分かりませんが、いずれにしても、様々な梅雨前に地域回りますけども、この地域についてもいろいろな住宅開発が途中でストップしているような事情もあるようですから、こうした地域を見たことはございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 見ていただいたら分かるように、竹の密生と伐採の放置によってかなり土壌が不安定になってるかと思います。先ほどから何回も言っているのは、ここで一番の危険性は、4メートルののり面上にあるということなんですね。なので、今後、豪雨とか台風とか、そういったものが来た場合、実際、台風の時倒竹もありましたので、一気にそこが土砂災害になったり、のり面上竹がある場所全体が結局災害危険所になる可能性も含めますので、市長としてもぜひちょっとそこところは注視していただけたらと思います。よろしくお願いします。

あと、施政方針ですね。県道、のり面が県の管理下であって、直接的な市の法的権限がないというのは重々分かっていますが、通学路の安全は市の公共福祉の根幹に関わる責任があると思います。現に今期の施政方針で、通学路安全対策の推進が明記されています。まさにここは最優先で取り組むべきことだと思いますので、最優先取組として、市長の権限としてできること、何か市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それで、やっぱりこれまた先ほどの長谷川議員の質問とも通じてくるんですけども、私も7年半、市長として一生懸命やってきたつもりなんですけど、先ほどの学校の先生も、基本的には県の職員だったりするわけですね。学校自体も現場に基本的には任されています。ただ一方で、設置者は市長であり、市であるわけでありまして、結論から言いますと、例えば、県立高校でいろいろなことがあります。ほかの九博なり、そうしたところでも何か起こることがあるかもしれません。国立ですけども。そうしたときに、やはり市長として、結局、市民に何かあれば、やっぱり私自身の責任だということも痛感してきたところです。原田議員よく言われる国道の件、県道の件、国・県の管轄とはいえ、そこで市民の方が何かお亡くなりになられれば、やっぱり市長として非常に申し訳ない思い、力不足だということを痛感してきました。

そうしたことも含めまして、特に子どもたち、こうしたことの中で、今、県のほうからようやく指導書なども出してもらうように担当の努力もありまして、なってきましたけれども、しかしその実際の指導が行き届くまでの間、何か起こる可能性もあるわけでありまして、そうしたことも含めて、まずは子どもたちのために何かできることはないかということは、まずもう一度考えていきたいなということは思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

私からのお願いというか、市長に私メッセージを送ったと思うんですね。こういう危険な場所があります。そのときに市長から、情報共有をしますというご返事をいただきました。私としては、情報共有だけではなくて、市長が率先的に対応の指示を行っていただけたらと思います。

あと二つ目は、県への強い働きかけ。もしこの問題が停滞するのであれば、例えば、市長、首長レベルでの要請、連携もお願いできたらなと思います。

あとは、三つ目、本当にこの事案が発生するたびに、地元の自治会の皆様、子ども会の皆様、本当にそのたびにご連絡をいただいたり大変だと思います。そのたびにいろいろ苦情とかも受けてあると思いますので、やはり市民の皆様、この長年の懸案である竹林問題ですから、しっかりご説明を実施していただいて、市としてこういうことをちゃんとやってますという、今までの誤解の解消とか回復につながるとと思いますので、そのところを前向きにご検討いただきたいなと思います。

先ほど長谷川議員もおっしゃったように、子どもまんなかの施策を展開されております。本当に一生懸命にそれを精力的に取り組まれているというお姿を私も拝見しております。ぜひこの通学路に危険があるわけですから、この場所を重点対応地区として、進捗管理に直接市長としても関与していただけたらと思いますが、最後いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どのように見えてるか分かりませんが、全て職員が関わっていることは私も進捗管理をしなきゃいけませんし、しているつもりでもあります。ただ、私も限界がありますので、全て見れてない可能性もありますけど、全ての責任は負っていますので、そういう意味では直接にこの間も那珂県土事務所にも参りまして、所長、副所長にもお会いしましたが、そうしたことはできるだけ自分自身もトップとしてやっていかなければいけないと思ってやってきましたし、全てにおいて進捗管理、この間のメールのやり取りをここで言われること自体がなかなか信頼関係ができにくくなるので、ぜひ言われなくないようにはしていただきたいと思いますが、言われるかもしれないと思って返事も、私も考えて返事してますけど、そういうことも含めて私が率先して絶対やりますと言えるかということ、これまたなかなか複雑な問題ではあるんですけど、とにかく逃げるつもりはありませんし、しっかりとまずは少なくとも子どもたちの安全のためにやれることをできるだけ早くやっていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、一般的に「民泊」とは、法令上の明確な定義はございませんが、住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することなどを指しております。急速に増加するいわゆる「民泊」につきましては、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的として、平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されております。

議員ご指摘の「民泊」につきましては、従来の旅館業法の許認可を必要とせず、年間の宿泊日数上限を180日とする住宅宿泊事業についてのご質問と推察いたしますが、この事業を営むに当たりましては、関係法令等を遵守し、都道府県知事等、本市におきましては、福岡県生活衛生課への届出によって事業が可能となります。

件数につきましては、令和7年5月22日時点で福岡県に届けられ、営業している住宅宿泊事業は、太宰府市内で30件となっており、全国の動向と同様に増加傾向となっております。

次に、2項目めについてですが、苦情やトラブルの内容としましては、騒音やごみ出し、違法駐車など、頻度としては少ないものの様々なお相談がこれまでに市に寄せられております。

ご相談内容によりましては、市の所管部署が一部対応しておりますが、住宅宿泊事業につきましては、福岡県が所管（監督）する業務でございます。そのため、特に事業者に対する業務改善に関する注意喚起などは県に行っていただくことになります。

そのため、ご相談内容に応じて県の所管課をご案内し、あわせて市からも県に連絡し、市民が困っていることを伝え、迅速な対応をしていただくよう依頼しているところでございます。

次に、3項目めについてですが、現行制度におきましては、住宅宿泊事業が関係法令等に基づき、福岡県への届出によって開業ができる制度であるため、関与できる部分は限られていると感じております。

しかしながら、市都市計画課の窓口や電話等で民泊についてお尋ねがある際には、法的義務はないものの、周辺住民等へ説明を行っていただくよう依頼しております。また、県の担当課におきましても、事前相談があった場合は、周辺住民等への説明を行っていただくよう同様の対応をいただいているところであり、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努めているところでございます。

次に、4項目めについてですが、既に住宅宿泊事業に関しましては、国において住宅宿泊事業施行要領（ガイドライン）、福岡県におきましても住宅宿泊事業者の手引が策定されておりますが、条例制定までには至っておりません。

現状といたしましては、住宅宿泊事業法第18条におきまして、都道府県は、騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるとされておりますことから、市が規制等をかける

措置は権限上難しいものとなっております。

しかしながら、先ほどご回答しましたとおり、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止のためにも、開業前に周辺住民へ向けた説明等が必要であると考えておりまして、市としては、引き続き県に対して条例の制定等を求めていくとともに、市の独自対応についても調査研究を行ってまいります。

最後に、5項目めについてですが、まずは、福岡県への開業相談や届出対応などの情報収集、情報共有など連携を強化し、開業前に周辺住民に向けた事前説明等を協力して求め、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努めてまいります。さらに、苦情やトラブルが発生した際につきましては、事業者等への指導などを速やかに対応できるよう、さらなる連携体制の構築についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。本当にこれお願いベースでしかないのかもしれませんが、まず、情報提供の検討をお願いします。地域住民の不安軽減のためにも、民泊施設の場所とか基本情報を地図などで可視化する仕組みが必要ではないかと思います。楽天のお宿とか幾つかのサイトでは載ってるんですけども、市独自の民泊一覧公開とか、情報提供の検討をお願いしたいと思いますが、既に存在するものでしょうか。あるいは検討中なのか、今後検討されていく方向性なのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在、市ではそのような情報提供のサイトというものは設けておりません。今後、調査研究させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私も近くにいきなり何か民泊ができたんですね。ただ、それが民泊なのかどうかというのが調べようがないんですよ。なので、やはりそういった民泊の一覧公開とか、そういったものをぜひ強くご要望いたします。お願いします。

あと、苦情・トラブル時に関しては、どの部署がどのような対応を取る体制になっているのでしょうか。そして、担当とかは決まってるのでしょうか。あるいは県に直接つなぐ形になるのでしょうか。そもそも住民側から、苦情とか、例えば、新規で民泊を始めたいなど、相談する窓口が分からないという声が多いんですよ。市としては、まず相談一時受付窓口というんですか、そういったものを明示して広報する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 民泊に関する苦情につきましては、市の都市計画課のほうで、窓口や電話等で苦情等をいただいていることはございます。先ほど申し上げましたように、市としましても、県の担当課に、報告するとともに、できる限りの対応はさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

では、今回のご回答にもありましたけれども、今回の住民説明が欲しいというご要望に関しては、市としてはどのように対処されるつもりでしょうか。今後そのような要望に関して、いろいろ対処していただけるわけでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在のところ、この民泊というのが届出制度になっております。県のほうに。私どもが民泊として営業されるというのを知り得るのが、基本的にはもう届出が受理されたという情報で、受理された後ということになっております。ですので、今現在のところは、事前の相談とか、市に対して、県に対してあったときに対しては、住民等への説明をお願いしますということは伝えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市の主導ではなく、県にご依頼する形なんですか。住民説明会の実施、あるいは夜間の騒音苦情とか、そういったたくさんやっぱり地元で起こっていることなので、市としても事業者によつぱりそういった指導とか助言はできないものなんではないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 法律上どうかということであれば難しいこともあるかもしれませんが、私どもとしては要望はさせていただいておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ご要望ではなくて、市としては厳しいのかなというところなんですけども、独自のガイドラインとか条例は、例えば、本当に市単独で決めるのは厳しいと思うんですけども、ただ、住民保護のために太宰府市としてある程度の指針の作成とか、市の意思を示した形は取れるのではないかと思います。いかがでしょうか。そして、そういった対応策の検討とかは今後していただけるものなんではないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご存じのとおり、条例制定権というのは、今、福岡県のほうにございます。その一方で、この住宅宿泊事業法におきまして、規制のための条例等を設けているところにつきましては、県とか保健所所在市町村ではなくて、一般的な市で設けるところは、ちょっと私どもが見た限りは今のところ確認できておりません。そういった中でも、ご指摘の事前の住民説明等、できるように何とか県との連携は強化していきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） よろしくお願ひいたします。そういった条例とかそういったのは厳しいと思いますけれども、苦情・要望をお願いベース、本当に市からのお願いベースで事業者によつぱりご依頼をしていただきたいと私は思います。何といたっても太宰府の住民の皆様の声です。

事業者との調整機能は、私は市が担うべきだと思いますので、よろしくお願いします。

あと、最後、本市の民泊に関しては県の管理課というのはもう何回もお話しいただいております。ただ、情報共有とか相談体制において、具体的にこういった手段が取られているんでしょうか。そして、それは十分機能しているものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申しましたが、現在のところ、民泊を開始しようとする情報、こちらは福岡県が届出を受理された後に通知されるというのが現状でございます。ですので、事前相談とかがあった場合は、先ほど申したような住民説明会をお願いしますというような要望は行っているところですけど、現状としてはそういったことでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市民から苦情とかあった場合は、速やかにこちらの市のほうにも連絡が入るということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 住民からの苦情は市の都市計画課のほうにもいただいておりますので、その辺は県とは共有しているところでございます。何度も申しますが、事前に民泊をやりたいとか、仮に窓口で言われたときには、ぜひ住民説明をというようなことを言っております。これは県のほうの民泊開設のフローにも、一応住民説明をというようなことは載っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市に連絡しても、やっぱり県のほうで対応しますとか、そういうちょっと何ていうのか、住民の方にとっては何かすっきりしない部分がございます。そこをやっぱり努力義務として、努めていただけるような方向性、あるいはその県との体制をつくっていただきたいと思います。

情報共有の専門窓口というのは、多分ないと思うんですけども、その情報共有の専門窓口を設置していただけたらと思います。定期的な意見交換会とか、情報共有の専門窓口設置などで、実効性のある連携強化を行っていただけたらと思います。こういったものを県に働きかけるとするのは厳しいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 民泊に関する県との連携は重要なことと考えておりますので、私どものほうも要望していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 直接介入できなくても、その専門窓口の設置によって、県の保健所からの指導を即座にしてもらう体制ができればと思います。今後の取組、ぜひご要望いたします。よろしくお願いいたします。

民泊というのは、観光振興に寄与する一方で、こういった住民の方々、閑静な住宅街に居住したつもりが、いきなり民泊が建ち始めたというご不安、十分に分かります。太宰府としては、地域の実情に即した対応体制というものをやはり、踏み込んで整えていただけたらと思います。住民の安心と観光との調和を図ることが求められているんですけども、今後は福岡県とのやっばり連携強化に加えて、市独自のそういった方向性、指針、そういったものも含めて、より実効性のある対応をぜひ進めていただきたいと要望します。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神武綾議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせいたします。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。

1 件目、中小企業支援についてです。

今定例会において、太宰府市小規模・中小企業振興条例（案）が上程され、審査中です。制定により、市内小規模・中小業者に対する事業支援、また、事業者の地域貢献などが期待されていることから、以下の3点について伺います。

1 項目め、素案作成の会議体、検討内容など、どのような経過をたどったのか伺います。

2 項目め、4月にはパブリック・コメントが行われ、そのほかにも、市内事業者、市民からの要望が届いていると思いますが、条例案にどのように生かされているのか伺います。

3 項目め、条例制定により、中小業者の事業支援がさらに充実されていくと考えますが、これからの見通しについて伺います。

2 件目、山火事対策についてです。

市の面積の18%を山林が占めています。四王寺山や宝満山があり、市内のみならず市外から登山を楽しまれる方が見受けられます。全国的に山火事発生件数が増えており、日常的に山を楽しんでいる方や山裾の住民の方から不安の声を聞いています。

市の対応について2点伺います。

1 項目め、日常的な発火防止策についてです。

2 項目め、担当課と消防署との連携について伺います。

3 件目、教員の心と体を守る働き方改革についてです。

国会において教員給与特別法が審議中ですが、教員の「働かせ放題」の解決は程遠いと考えています。

本市における解決策などについて 2 点伺います。

1 項目め、平成30年策定の「太宰府市教職員の働き方改革の取組指針」以降、タイムカードの導入が進み、残業・休日出勤も減少しているようですが、それでも労働基準法に定める基準を超える環境です。現状と今後の軽減策について伺います。

2 項目め、新年度開始時に教員が配置されず、管理職が担任を兼ねる状況があると聞いています。今年度の教職員定数の充足状況について伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） それでは、1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、「福岡県中小企業振興条例」や他市町の企業振興条例について情報を収集するとともに、調査研究を経て、産業振興課において素案を作成いたしました。この素案を基に、商工業者から複数回の意見聴取や検討会議を経て、修正等を重ね、パブリック・コメント前の素案の作成に至っております。

続きまして、2 項目めについてですが、パブリック・コメントは、4 月 1 日から 4 月 30 日にかけて、市内11か所での意見箱の設置及び市ホームページでの意見募集の形で実施いたしました。その結果、3 者から15件の意見が提出され、ご意見を基に一部素案を修正いたしております。また、パブリック・コメントには、条例制定後の施策に関するご要望もいただいておりますので、貴重なご意見として、今後の施策検討の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、3 項目めについてですが、条例第3条の基本理念に基づき、第4条には小規模企業等の支援を市の責務として明文化いたしております。小規模企業等のニーズや市場の動向を見ながら支援内容を検討し、さらなる支援施策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13 番神武綾議員。

○13 番（神武 綾議員） 既に先日の建設経済常任委員会でのこの素案が検討されたところでありますけれども、その中でのやり取り、回答も含めてお話しをさせていただきたいと思っております。

この条例が、福岡県のさきに制定されました条例をベースにしたというふうに回答がされていきました。福岡県では、中小企業振興条例というふうになっていますが、太宰府市で、小規模企業まで含んだということは、市としての見解があるのではないかなというふうに思うんですけれども、この小規模企業者と中小企業者との違い、そこがちょっと中小企業基本法の定義の中にはあるんですけども、なかなか分かりづらいので、資料として配付をさせていただいています。これでいきますと、基本法上、小規模企業者は、製造業、建設業、運輸業でいきますと、常時使用する従業員の数が20人以下、卸売業でいけば5人以下、サービス・小売業もそれぞれ

5人以下というような構成になるというふうになっていますけれども、太宰府市がここの業者を条例名に盛り込んだというこの背景について、裏づけ等があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 本市の商工業者のほとんどが中小企業に該当いたしますが、その中でも多くの商工業者が、中小企業基本法の第2条第5項に定義される小規模企業に当たります。経営基盤が特に脆弱であろう小規模企業には、特に細やかな対応や配慮が必要と思われるので、素案の段階から小規模企業者を意識した条例内容となっております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。中小業者、本当に大変な事業を展開されているというところでは、この条例に沿って、市とともに事業展開していくというところでは大きな成果になるかと思います。

この条例制定については、令和3年3月議会で提案をさせていただいたところですが、その時点で明らかになったことが二つありました。一つは、太宰府市の商工会会員が市内事業者の55%の加入率であるということと、それから二つ目は、条例制定は、今あります産業推進協議会とは別組織で立ち上げる必要があるというふうに考えているというようなことが明らかになっています。

今回の条例制定については、先ほどの回答で、商工会を中心としてご意見をいただいたというような複数の意見聴取、検討会議も行ったというふうに回答がありましたけれども、実際にこの条例制定を行う場合に、検討会、市で条例を制定するとすれば、例えば、今、子ども条例の制定に向けて動いていますけれども、これも部会を立ち上げて、時間をかけて行うというように動いていますけれども、このようなことをなぜしなかったのかということ。検討委員会を立ち上げ、そして、その構成員として公募を行わなかったのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 事業者から意見聴取の在り方を検討する中で、素案を添え、パブリック・コメントで広く意見を募る方針と今回はいたしました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 条例制定、それから計画を立てる際に、この会議体が業者だけでなく、市民であったりとか、学識経験者だったりとか、そういう方たちが入って、条例をどのように今後動かしていくかということを含めての制定をするべきではなかったかというふうに考えていたわけですが、今回、条例制定自体をちょっと急いでいたのではないかなというふうに感じていますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） やっぱコロナ禍、長く続きまして、特に太宰府の観光関係の方中心に大変

な、一時期96%減ということもありましたので、観光客が。そういう中で非常に苦しい時期を過ごされたということもありましたし、太宰府市自体がもともと産業が非常に脆弱で、その中でも頑張っていたら新規の方なども含めて、最近は創業塾なども開く中で、新たな創業していただく方も増えてきてますし、会員数、商工会の会員数なども増えてきていますので、しかし、その中のほとんどの方は小規模だということで、そうした中でやはり小規模企業というのはあえて名前にも入れていこうということを決めたわけではありますが、加えまして、やはり、一日も早くやはりそうした小規模の方を中心に、既にやってきましたけれども様々な市のサポートなり、そうしたことを求めておられました。小島議員も早くから質問などもしてもらってましたし、県の商工会の、いわゆる県のほうからも要請もいただいてましたし、市の商工会からももちろん要請いただいてましたので、やはりできるだけ早く結果を出していきたい。やはりいろいろなご指摘があるかもしれませんが、日々物価高なり、燃料高なり、そうした中で厳しい状況の小規模企業者の方を中心に、中小企業者の方、そうした方々に市としても、これまでの施政方針や総合戦略でも訴えてきましたので、そうしたことを形にしようということでも担当も頑張ってくれたという結果として、6月議会に提案になったわけであります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 背景はよく分かります。そして、商工会さんとの意見交換だったりとか踏まえて、そしてパブコメで、一般の方、その他の事業者さんからの声も聞くというような体制を取られたということですから、2項目めに入りますが、実際にそのパブリック・コメントが行われて、要望等も書き込まれておりました。15項目の回答があったということですから、これがホームページに載ってましたので、幾つか取り上げて質問したいと思うんですけれども、2点伺います。

一つは、第4条3項の、市は可能な限り市内事業者への発注に努めるというような条文がありまして、これに対して、地元の職人、それから零細業者、フリーランスが参加できる受注機会をとということで要望されています。これは、まさに個人事業主にも仕事が回るようにつくり込んでいただきたいという観点だと思うんですけれども、この機会創出というところで、今、具体的にどのように考えてあるのかということが一つ。

それから、二つ目が、第5条にありますけれども、中小企業支援団体、これは私が想像するには商工会さんかなと思うんですけれども、未加入企業への支援ということで、団体に未加入であっても全ての事業者の振興を目的とするというふうに、中小企業支援団体が商工会さんだけではないと思うんですね。恐らく市のほうではそれだけではないというふうに考えてあると思うんですけれども、この団体さんに入っていない事業者さんをどうつないでいくかということなんですけれども、この点について、2点お伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） まず、1点目の機会の創出についてでございますけれども、市内経済の循環・活性化のために、市は可能な限り工事の発注や役務の調達を市内小規模事業者等

に依頼をし、発注額等を高めることが効果的であると考えております。そのような発注の機会を増大するように今後努めてまいりたいと考えております。分割発注やJ Vなど、地場産業が参入しやすいような発注や調達に心がけてまいりたいと考えております。

次に、商工会等に参加されていない団体さんの件ですけれども、事業者等を把握することはちょっと困難な状況ではありますけれども、把握の方法については今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 団体さんもありますし、そこはいろいろ調べていただいて、つないでいただきたい。そして、質問は、団体に入っていない事業者の振興を目的とするというふうになってるんですけれども、ここら辺はどのようにつないでいくのか。結局、点になっていると思いますので、そういう方たちの支援をどのように行っていくかというところではいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 様々事業等を行う、施策を行うに当たりまして、先ほど申し上げました把握の方法は今後検討してまいるところで、そこら辺については、ホームページや様々な方法でお知らせしていきたいと今のところ考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 未加入業者をこれから把握していくという理解でよろしいですか。分かりました。

それでは、3項目めに入ります。

3項目めですけれども、条例が制定されて、これからどのように運用していくかということがとても大事なというふうに今感じているところです。実際に条例制定については、もう急がなければならないというような、このコロナ禍での経営状態なども鑑みて進めてきたということがありましたので、実際にこの条例が生きた条例になるために、どのように取り組んでいくかということなんですけれども、少し提案をしたいと思います。

この施策、条例に沿って施策をつくっていく、事業施策をつくっていく。これを実施する体制として三つ考えておりますけれども、一つ目が、この推進体制を構築するために条例推進審議会の設置、これは先ほども申し上げましたけれども、今、産業振興課の中に産業振興協議会というのがありますけれども、これは「梅」プロジェクトに関わったりとかする特産物の推進を目的としている協議会ですけれども、これとは別に、全産業を含んだところでの審議会の設置が一つ。それから、二つ目は、中小企業振興基本計画の策定。県のほうにはこの計画があります。ですので、市のほうでもこれをつくって、経年で計画を立てて、それが達成されているのか、達成されなければどうしていくのかというようなことをきちんと点検していくということが必要ではないかということで、計画の策定。それから、実際にアクションプランの策定が

必要ではないかというふうに思いますけれども、これが制定された後、担当課等々で進められるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 国の中小企業基本法や小規模企業振興基本法に、地方公共団体は、法律の基本原則にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関し、地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると規定されておりますことから、条例案の第12条に基本的施策を規定しております。

現在のところ、総合戦略や施政方針等により創業支援、プレミアム付商品券事業、物価高騰対応重点施策などに取り組んでいるところでございますけれども、推進体制の在り方、振興推進計画の策定、審議会等の設置につきましては、条例制定後に、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひお願いしたいと思います。条例制定のときにもそういう会議体が必要ではないかとお話をしましたけれども、それと同じ意味があると思いますので、この点はお願いしたいと思います。

条例の中、第4条についてお聞きしたいと思います。市の責務をどう果たすのかということが第4条にうたってあります。この第4条の第2項で、市は小規模企業等の実態の把握に努めるという文章があります。この実態把握ですけれども、実際には条例制定前にしてほしかったわけです。条例制定を提案した際にも、それが必要ではないかというお話をしたところでございますけれども、これについては、今後どのような形でされるのかお伺いしたいと思います。

今、市の概要に掲載されています経済センサスからの結果だけではなくて、実際の自治体が行う実態調査から聞こえてくる内容、要望や対策等が実際に的を射た事業にもつながるかと思っておりますので、とても重要だと思います。この調査方法、実態把握をどのように行うことを考えておられるのか伺います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 先ほどもご答弁させていただきましたけど、実態把握につきましては、条例制定後に効率的・効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際にこのような形でということの回答がちょっとありませんでしたけれども、やはりこの小規模、それから中小企業というのが、先ほど基本法の中にある業種の中には、介護だったりとか、障がい者だったりとかが利用されている事業所も含まれています。そういうところまでこの条文の中には入っていませんけれども、実際にはそういうところも入ってきて、福祉的な働きをされている事業者もあるというところでは、この実態調査をどんなふうに展開していくかということで、これは福祉部門だったりとか、あと、教育部門にもプラスになることが出てくると思いますので、その点も踏まえてお願いしたいと思います。

それから、同じ条文の２項の中に、最後のほうに、関係機関との連携並びに市民の協力を得るように努めなければならないとあります。これはその施策の策定、実施に当たってはということなんですけれども、この市民の協力を得るといのは、どのようなことを前提とされているのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 市民の協力につきましては、小規模企業等の振興により地域経済の持続的な発展と市民生活の向上につなげていくことが本条例の目的でもございます。基本理念にも、市、商工業者、その他の関係機関、市民と連携し、協力することで振興されることを規定しており、市広報など様々な媒体や機会において理解を得ることに努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 事業者さんの立場から言われると、先ほど回答にあった市民生活を支えるとか、行政の力になるとかということもやはり望まれています。そういう中で、市民の方にも自分たちの仕事を知ってほしいと、こういう事業者があるということをアピールしたいというような声も聞かれます。そういう場所をつくるということも必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、例えば、以前、商工祭り、産業祭りとかいうのがあったんじゃないかなと思うんですけれども、自治体によっては工場が多くあるところなんかはあってますけれども、そういう企画をされて、そこで事業者さんが集まって、市民にその仕事を紹介する。このようなことを受けられますというふうなアピールをする。そして、業者さん同士が交流をする。そこから、業者同士の仕事のシェアとか、事業継承、この事業はこっちでできるよとか、こっちで引き受けようかとかというような話ができていくとかいう、そういう仕事の幅を広げるという目的で企画するということは、プラスになるのかなというふうに思うんですけれども、政庁まつりとはちょっとまた別ですね、これは市民まつりですので。それとは別の意味での商工祭りというのは企画してはいかがかと思いますが、ご回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 地域の事業者を知っていただくためというのもありますし、地域の仕事を様々していただくことが重要と考えておりますので、また、商工会等とも協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） これが市民の協力、市民が地元の業者さんを使ってみようとか、利用してみようとかいうようなことにつながっていくと思いますので、その点はお願いをしたいなと、検討していただきたいというふうに思います。それを企画するのが、様々な団体さんが絡み合って、実行委員会とかつくれるといいのではないかなというふうに思います。

事業者さんのお話を聞きますと、大きな仕事であれば、業者さん同士がチームをつくって仕事を受けるということにつながったり、また、シェアオフィスとかレンタル倉庫を、民間では

ありますけれども、これを市が確保して、固定的な経費、これを抑えていくというような支援にもつながるのではないかとということで提案があっておりました。その点については、何か今のところお考えはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 現在、企業誘致等々の事業も行っておりますので、その中でもシェアオフィスのお話もあってありますので、その辺りで進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 具体的にいろいろな本当に団体に入っていない方のお話を聞くと、実際に会費を払うことも難しいというような事業者さんもいらっちゃって、そういうところの方たちの声を聞くということがすごく大事だと思いますので、その点は細やかにお願いしたいと思います。

中小企業、それから自営商工業の役割については、先ほど部長からも回答がありました。地域経済にとって必要であるということ。それから、市民生活にも密着しているということでは、その理解は共通しているなど賛同するところであります。実際に、小規模事業者の関わりというのが、行政について、関わりが6割を超えているというふうに言われています。公益的な仕事をしていることが多いということです。けれども、実際にその小規模事業者さんの3割が黒字経営で、ほか7割は厳しい状況にあるというような調査結果もあります。余裕があって、その余力でやっているわけではないので、ボランティア的な活動が衰退していくというような、これは地域貢献のところになりますけれども、ボランティア的な活動が衰退していくという可能性も大きくなるというようなことも言えると思いますので、しっかりと支えていただきたいと思います。条例制定をすることによって、小規模、そして、中小企業者さん自身も、地域に貢献したいと、貢献できる、貢献するというような意識と、そして、市民の方たちがそういう業者さんを使っていこうと、支えていこうというような流れになっていくことを期待しておりますので、事業推進に努めていただきたいと思います。1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、山火事が発生する原因は、「たき火」や「火入れ」、「放火」、「たばこのポイ捨て」など、人為的なものがほとんどを占めております。林野庁が発表している令和元年から令和5年における山火事の原因別出火件数の平均では、約7割が人間の不注意によるものであり、落雷などの自然現象によるものはまれであると発表されております。

本市における発火防止策といたしましては、秋季・春季火災予防運動期間中の消防団による巡回広報や、春季訓練時における山林火災を想定した山林火災防ぎょ訓練などがあります。また、筑紫野太宰府消防組合消防本部におきましても、フェイスブック・X・インスタグラムなどのSNSを活用した林野火災防止の広報活動、入山者に対する山火事予防意識の啓発、春季火災予防運動期間中の山林防火パトロールにおける林野火災防止用標識の山道への設置などを

行っております。

次に、2項目めについてですが、市の担当であります防災安全課と消防団、筑紫野太宰府消防組合消防本部が連携いたしまして、秋季火災予防運動期間に合わせ、市内3か所の商業施設において街頭広報を実施しております。また、春季訓練における消防団の山林火災防ぎょ訓練におきましては、訓練内容の精査を太宰府消防署にさせていただくことで、より効果的な訓練になるように努めております。

先ほどご答弁いたしましたとおり、山林火災のほとんどは人為的な原因による火災となっておりますので、今後も市、消防団、消防本部で連携を図りまして、予防のための啓発を継続的に実施してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。今、登山者、それから史跡地を巡る来訪者の方々も山の中に入って楽しんでいるというような光景もよく見るところではありますけれども、入山者に対する山火事予防意識の啓発というところで、山の中にたばこのポイ捨て禁止とかいうような看板を見かけることあるんですけれども、これが古くなっていたりとか、さびて見えなくなっていたりとか、ちょっと倒れそうだとかいうようなこともあっているようですけども、これの点検などは、市のほうでやられるのか、消防のほうでやられるのか。消防のほうで設置を行っているということでしたけど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員ご指摘の山道に設置してございます火災防止用の標識でございますけれども、まず、先ほどご答弁いたしましたとおり、筑紫野太宰府消防本部消防組合、本部のほうで設置をしております。消防本部におきましては、いわゆる先ほど申し上げました秋季火災予防訓練でありますとか、春季火災予防期間中において、山林防火パトロール等を行っております。その際に、設置しましたそういう標識の点検を行いまして、パトロールで、使用に耐えなくなったものについては交換をいたしたりとか、そういった形で対応しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 担当課と消防署との連携についてですけれども、商業施設における広報活動、それから、訓練などがあるようなんですけれども、実際に入山者の方、登山者の方から、たばこのポイ捨てがあったとか、たき火の跡があったとか、何かそういう通報、それから疑いについての情報というのは、消防署のほうに入って、そして、担当課のほうと共有するとかいうような、その方法についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） こちらは通常の火災とも通じるものがございますけれども、まず、火災なりそういった原因なりを発見された方の通報が入りましたら、消防本部、消防署のほうが出動いたします。その情報は、すぐさまいわゆる防災安全課、市役所のほうと共

有をいたしまして、場合によっては、その後に消防団の出動とかであるとか、そういった対応も必要になってきますので、連携をさせていただいているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際に発火した場合はそうだと思うんですけど、その前段、山に登ってる方々から、ちょっと火の跡があったとか、そういう心配になるようなことがあった場合は、どのようなルートになりますか。共有はできてるのかというところなんですけど。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 消防署のほうで対応いただきますけども、そういった活動の記録であるとか、消防署とは定期的に情報交換等も行っておりますので、そういったところで情報をいただきながら共有を図って、予防に向けてもお互いに検討していくというふうな形を取っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。今回、市民の方からそのようなお話をいただいたんですけど、山火事の不安というのやっぱりあるなというふうに感じたところなんですけれども、その防災安全課と消防署との連携は、それはもちろん日頃から必要なことではあるんですけども、いろいろちょっと調べたところで、対策として、自然の力に頼ることも必要なのではないかなというふうに気づきました。これは、太宰府市にもその視点があるなというふうに読み取ったわけなんですけども、それは、太宰府市森林整備計画、令和7年度、今年度策定されてますけど、この森林整備計画の中に、林野火災の予防の方法についてという項目があります。ここには、林内歩道の整備、巡視、山火事警防の実施。それから防火線、防火樹帯の整備を行うというようなことがありました。

さらに、山地災害防止機能として、下層植生の定義があったんですね。山にある野草ですよ。小さな草とかいうようなものになるんですけども、こういうのも防止機能として役割があるというふうには書いてありました。でも、これは実際の整備としては語られてはいませんでしたけれども、こういう役割が、実際の土壌保全とか、水源涵養、生物多様性の広がりにつながっているということにもなっているんですけども、これをするとなると森林の管理が必要になってきます。管理をすることによって森をやぶにしない。それから、山野草や木々の種から芽生えて、それが様々な植物として育って行って、見通しのよい快適な空間をつくって、明るい山になっていくということですね。その効果が評価されているというふうなお話もあります。

そういうことも含めて、山火事を防ぐために、啓発も必要ですけども、山の手入れ、このところも一緒に考えていく必要があるかなというふうに思いますので、このことは今回のちょっと質問には外れますけれども、一つの方法として、市としても考えていただければというふうに思います。2件目を終わります。

3件目、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 3件目についてご回答します。

まず、1項目めについてですが、本市の月別時間外勤務の平均は、小学校では、令和5年度は約35時間、令和6年度は約31時間と4時間ほど減少しております。中学校では、令和5年度は約45時間、令和6年度は約43時間と2時間ほど減少しております。

各校での教職員の働き方改革の成果が徐々に現れているのではないかと考えておりますので、今後も、「太宰府市教職員の働き方改革指針」に基づいた、教職員に対する丁寧な支援と環境整備などの体制づくりを継続してまいります。

また、教職員の心理的な負担の程度を把握するためにストレスチェックを実施しており、その結果分析により、職場におけるストレスの要因そのものの低減を図り、職場改善の取組につなげてまいります。

次に、2項目めについてですが、教職員の定数は国の基準により児童生徒数に応じて決定されます。令和7年5月1日現在、基準定数に充足していない教職員数は、約4名です。令和6年5月1日現在では約7名でしたので、昨年度よりは改善されている状況ではありますが、市教育委員会としましては、県教育委員会と連携を取りながら、教員の確保に努めているところであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。太宰府市の教職員の働き方改革の取組指針、これが平成30年に策定されて、令和3年4月に改正をされています。4年前ですけれども、この改革改定によって、職員の意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいを持って働くこと、子どもと向き合う時間を十分に確保すること、これが教育の改善・充実につながるというふうに書いてあります。これは教員の方たちの意欲だったりとか、今持つてる能力を存分に生かして、それが子どもたちへの対応の時間も取れるし、教育も改善されていくというようなことで策定をされているところですが、この策定の前、令和元年、2年の実態が、この取組の指針の中に書いてありました。先ほど理事から回答ありました、目安となる月45時間超え、これが元年と2年の実態としては、年間の約半分ありました。年間の超過勤務時間が、目安は360時間なんですけど、これは6割以上の方がいたというような結果が出てましたけれども、今の回答の中で、昨年度、2年前については、35時間だったりとか、31時間と、目安になっている45時間を下回っているというような結果がありました。これについては、どのような対策が大きかったというふうにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） いろいろ対策を打っておりますけれども、勤務時間外は基本的に留守番電話を設置したりなどしております。令和5年4月には、保護者連絡ツールを導入し、保護者との連絡等対応の負担軽減を図りました。今年度は、校務支援システムの連携を実施してお

り、さらに、業務、残業の削減に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 令和4年度実績で、取組の実施状況についてという報告がありました。

まさにそれが載っているところですけども、先ほども申し上げましたけれども、タイムレコーダーなどの結果がこのような数字に出てきているのではないかというふうに思います。

全体的には減っているというところですけども、月45時間超えの方たちもきつという感じがすると思うんですね。そういう方たちに対して、この指針の中で、月80時間の時間外労働者に対しては、各学校への聞き取り、指導を行うというふうな文言があります。実際にそういう方がいらっしゃるのか、実際にいらしたった場合、どのような対応をされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 実際にかなり長時間勤務されている教員には管理職が面談を行います。

そして、理由などを聞きながら、みんなでできるところを考えているところです。個人ごとに管理職が面談して、対応して、軽減策を考えているというふうなところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 各学校で管理職、校長先生だったり教頭先生の方針もいろいろあらわれると思うんですね。学校の規模だったりとかで違うと思うんですけども、それはもうその学校任せになっているのか。教育委員会としても、やはりここの指導については、こういう対策ができるのではないかというふうな提案というふうなこともあっているのではないかなと思いますけど、その教育委員会とのやり取りだったりとか、介入というのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 太宰府市におきましては、職員の勤務時間を一覧にしたり、あるいはストレスチェックの表を渡したりしまして、各学校の実態を校長先生に伝えるようにしております。そして、校長先生自身が職員の業務を均等にする意識を持って、特定の教員に業務が偏らないようにという指導はしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。そうですね、学校任せではなくて、やっぱり市の教育行政としてどういうふうにあるべきかということがやっぱり必要ではないかなと思います。管理者が変わったら方針が変わるとかいうことではなくて、そういう意味では引き続きお願いしたいと思います。

取組方針の具体的な取組として四つの柱というのがありました。ここでちょっといろいろお

聞きしたかったですけども、その中でも一つ、四つ目の柱ということで、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等というところがあります。その中で、教職員の役割の見直し、業務の整理として、その業務を三つに仕分けるというふうに書いてありました。

その三つが、一つは学校以外が担うべき業務。二つ目が、学校業務だけれども、必ずしも教師が担う必要のない業務。そして三つ目が、教師の業務だけれども、負担軽減が可能な業務ということで、これを役割の見直し、そして専門スタッフに移行できるものがあるのかというようなことで仕分けるということだと思うんですけども、それぞれどのようなものが考えられるのか、想定されているのか、お伺いしたいと思います。

実際に現場の先生からのお話では、運動場の草刈り、それから、雨が降った後の運動場の整備、水はけが悪いというところで、その整備。それから、学校のトイレなんですけども、子どもたちが清掃しますけれども、なかなか子どもたちでは手が届いていないところがあるというところで、定期的に業者が入ったらどうかというようなお話もありますけれども、そのほかでも考えていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 学校の役割分担については、その学校によっていろいろ教員数とかスタッフの数とかもありますので、学校独自に役割分担をしながら業務の削減を進めているところだと思っております。

専門スタッフの活用というところなんですけれども、以前は教員が全て担って、何でもやらなければいけないというところでしたけれども、今、特に教員が本当に助かっているのは、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、その辺りの専門職が学校の中に入ってくれて、対応してくれているところが、とても負担軽減になっているんじゃないかなと。時間的にも、精神的にも。本市では、スクールソーシャルワーカー、それとサポートティーチャー、サポートルームが連携して児童生徒への支援を効率的に行うようになっています。これは、個人に負担が行かないように生徒指導部会というのを開いて、専門職、教員、いろんな関係の機関が集まって情報共有を図って、そこでその対応の役割を明確にして、支援を行っているところです。それで大分教員も助かっているところではあります。

スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭や関係機関の連携を担っています。これもすごく助かっているところであります。サポートティーチャーは、主に学習面での支援を行うなど、専門性を生かした分担により支援の質と効率を高めているところです。これにより、教職員の負担軽減と児童生徒へのきめ細やかな指導は可能になっているのではないかなとは思いますが、でもまだ依然、教職員の勤務時間というのは長いと思っておりますので、さらに工夫していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。今の人員配置、福祉的な相談事に乗れるとい

うようなところも含めて、太宰府市が充実したスクールソーシャルワーカーの配置なんかを進めているところなんで、それがプラスに働いているのかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げました様々な小さな細かなことですけれども、時間外に教員がやらなければならないというようなこともまだまだ残っているようですので、その点は精査していただきたいというふうに思います。

それと、ストレスチェックを行っているというふうに回答はありましたけれども、実際に学校の中で、残業時間とかいうことだけでなく、いろいろな悩み事とかが教員の方もあられると思うんですけれども、そういう相談窓口、働き方についての相談窓口は、県はあるかと思えますけれども、市としては、そういう対応などは行っていますでしょうか。教員の相談窓口というところはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 市としては、そういう事業というのは持っていないんですけれども、そういうメンタルに、この先生大丈夫かなと感じた場合は、県の事業のほうを紹介しているところであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 誰かに相談して、ここの窓口があるよというのはそうだと思うんですけど、なかなか言えないと。上司、校長、教頭には言えないんだけど、何かこれどうにかならないかなとかいうようなときの窓口がやっぱり必要なというふうに思うんですね。それは、市の担当課だったりとか教育委員会のほうで一括受けますよというような、先輩や先生方がいらっしゃいますので、そういうことができればなというふうに思います。そういうところも含めて進めていただければというふうに思います。

教育長につきましては、今まで学校現場でもいらっしゃいましたし、今、働き方改革という、数字上は減ってきたというところでは本当に教員の皆さんが、持ち帰りの仕事があるかもしれませんけれども、これも減らしていくというようなことも含めて、今後、これからまたさらに施策を打っていくというところではどのようにお考えか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 本市の小中学校におきましては、それぞれの学校の特色を大切にしながら、主に教育課程の工夫とか、あるいは学校行事の精選等を行っているところです。教育課程の工夫としましては、ICTの活用により、授業に使用する資料のデジタル化。授業に使う資料というのは本当に大変です。昔で言えば、図書館とか図書室に行っていろいろ調べて、それをどこかに持って行って、拡大したりコピーしたりして、そして子どもたちに提示しておりました。それが今、市のほうで推進しているタブレット、オンライン、そういうものがありますので、その瞬間に子どもたちに多様な姿が見せることができます。これは非常に効率化ということで

大きな意味を持っております。そういう資料のデジタル化やタブレットを活用した授業形態の工夫があります。授業形態の工夫というのは、今まで子どもたちが書いたノートの一つ一つチェックしてきたものを、実は先生のタブレットに全員を集めて一気に見たり、比較したりすることができます。非常に有用な方法を取っております。

また、教員の業務に関しても、ITシステムの導入により、公募やテストの採点等にデジタル機器を用いたりしております。全てが手書きだったものを、デジタル機器に打ち込むことで、幾つもの書類が配布されていって、効率化してまいります。本年度もしっかりとそれを進めてまいりたいと思います。

学校行事におきましても、できるだけ精選を行い、実施時間や練習時間の短縮を図っているところです。また、中学校では、部活動の改革も進んでおり、部活動日数の削減や、活動時間の短縮化、休養日の徹底をはじめ外部指導者の活用も行っております。今後もしっかりと充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

今回、質問するに当たって、いろんな現場の先生の声も聞きました。やっぱり仕事は好きだけど、この状態じゃ続けられないとかいうこともありましたし、有休を使って休みたいけど、人員がいないから休めないというようなことで、有休が使えなというようなこともありました。ですので、先生方が本当に子どもが好きで、教員になろうと思ってなった方たちが健康で働き続けられるような環境づくりを太宰府市が率先してつくっていただきたいなということを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時20分まで休憩します。

休憩 午後0時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

1件目は、野良猫への餌やり禁止条例についてです。

太宰府市では、野良猫に「むやみに餌を与えない条例」がありません。人と猫との共生のためにも、餌やり禁止条例が必要だと考え、令和6年3月定例会でも質問をしました。

そのときの市の回答は、条例化するかどうかも含め、まずは、他市の事例等を調査研究する

とのことでありました。

そこで4点についてお伺いいたします。

1 項目め、その後の、調査研究の状況について。

2 項目め、飼い猫でない野良猫の苦情、相談が自治会を含め今までに何件あっているのか。

3 項目め、電話や窓口に相談に来られた市民にはどのような回答をされているのか。

4 項目め、TNR活動のボランティアをご存じですか。

私も、各地域で飼い猫でない野良猫の苦情、相談を受けているとき、TNR活動のボランティアのことを知りました。この活動は、野良猫を捕獲して、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻すという活動です。

多くの方にTNR活動を理解してもらうようになれば、餌やり禁止条例も必要ないと考えています。市のお考えをお伺いいたします。

2 件目は、令和2年度小中学校の入学式についてお伺いいたします。

今年、令和7年4月10日木曜日、市内小学校の入学式がありました。胸を弾ませた子どもたちはもちろん、家族も大変よかったと思える入学式であったと思います。

しかし、令和2年度、小学校の入学式は、太宰府市では執り行われませんでした。

その当時の小学校1年生は、今年6年生となり、入学式では新1年生を迎えました。入学式を体験していない6年生のことを思うとむなしく思いました。

今年6年生となった子どもたちは、来年3月、卒業を迎えます。入学式の分まで盛大にお祝いをお願いしたいところでございます。

そこで3点質問します。

1 項目め、小学校の入学式が行われなかった理由について伺います。

2 項目め、近隣の市では日にち遅れの入学式が行われましたが、本市では行われませんでした。その理由についてお伺いいたします。

3 項目め、当時、中学校の入学式は行われたのでしょうか、伺います。

以上、再質問は発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、飼い主のいない猫への餌やり禁止条例につきましては、令和6年3月議会での原田議員からの一般質問を受け、ほかの自治体の制定状況等を調査いたしました。その結果、条例制定による効果には様々な捉え方があるようであり、本市にとっての効果などを検討してまいりたいと考えているところであります。

条例制定の検討に当たっては、市民の中には様々な考え方をお持ちの方がおられることや、条例で一律に餌やりを禁止することに対し、地域内の分断を生むおそれや地域猫活動の妨げになるのではないかといったご意見もあることから、慎重な判断が必要だと考えております。

次に、2 項目めについてですが、飼い主のいない猫に関する苦情、相談件数につきましては、

令和4年度が30件、令和5年度は19件、令和6年度は13件と、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業の開始以来、着実に苦情件数が減少していることから、令和7年度は補助金の予算拡充を図り、取組をさらに推進することとしております。

次に、3項目めについてですが、飼い主のいない猫への餌やりや、それに伴う周辺でのふん尿被害等に関する苦情、相談に対しましては、無責任な餌やりの禁止や室内での飼育、不妊去勢手術の実施などを個別に助言指導を行うとともに、ホームページや広報等において猫の適正飼養について啓発を行っております。今後も引き続き適切に指導・啓発に努めてまいります。

次に、4項目めについてですが、本市では「人と動物が共生できる地域づくり」を目指し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業を通じて、新たに猫が生まれないよう対策をした上で元の場所に戻す「TNR活動」の支援を進めているところであります。

福岡県が令和3年3月に策定した「福岡県動物愛護推進計画」におきましても、飼い主のいない猫によるトラブル防止のためには、地域住民が主体となり、地域合意の下で不妊去勢手術や適切な餌やり、ふんの後始末などを行うことで、猫を適正に管理する「地域猫活動」の取組を推進するという方針が示されております。

地域猫活動には、地域の「猫を助けたい方」と「猫に困っている方」とがお互いに歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められますことから、飼い主がいない猫によるふん・尿などの生活環境上の問題を新しい公共の視点も持ちながら解決するため、引き続き飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業を通じて、市民のTNR活動を支援し、地域住民が主体となって行う地域猫活動へ発展するよう取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

私先ほど言いましたように、6年の定例会でこの質問をさせていただきました。そのときの執行部の返答は、調査研究をさせていただいて、他市との部分をきちんと精査していきますということだったんですけど、やはり飼い猫でない野良猫の苦情というのが本当に多くなってきました。先ほど、大分減ってきたというようなお答えだったんですけど、またそれはそのときにちょっとお話ししますけれども、とにかく私は猫が嫌いではない。住民の地域の方も猫を嫌ってるわけじゃないんですよ。結局、猫が今度もう発情期になってしまいます。野良猫が、雌1匹が妊娠した場合に、繁殖というのが年に3回妊娠するそうです。そう考えると、今どれぐらいの野良猫がいるか分かりませんが、その野良猫をきちんと去勢したり、妊娠しないようにとにかくしていかないと、どんどん増えていくわけです。今現在、私、2項目めで言おうと思ってたんですけど、いろいろな自治会のほうから相談件数、先ほど4年度から6年度まで合計で62件ぐらいあるということで聞きましたけれども、その野良猫が夜、餌を欲しさにいろいろな家庭を回り、家で飼っている猫を外に出す人もいらっしゃいます。そうすると、発情期は雌が妊娠するために大きな声を出すらしいんですね。赤ちゃんみたいなすごい大きな声。そ

れで、やはり地域はその猫の声によって寝られない。もう本当に苦情がたくさんあるんですよ。私が令和6年の3月定例会のときに質問したのは、そういうような苦情を聞いて、本当大変やろうねと。だから、本当に市の職員の方も、そういうふうに野良猫がおる地域におられたらいいんですけど、一度本当に野良猫がたくさんおるところの家に1回住まれたらいいんじゃないかなと思うぐらい、本当にもう夜に寝られない。もう本当にストレスがたまって、そういうようなことを聞くと、野良猫もかわいそうです。勝手に生まれてくるんですから。だからそれをどうにかしてもらいたいということで、勝手に餌をやっている人がそこにいるんですよ。だから、餌をやらなくて、そういうふうに野良猫をどうにかして、市のほうに言ったら、わなを貸してもらったり、そして、避妊するために、そのわなをかけた人が、何ていうんですかね、病院に連れていって、本当に暇じゃないから、猫もすぐにわなに引っかかればいいけど、引っかからないのが今の現状なんですよ。だから、そういうふうなことも踏まえてどうにかしてもらいたいと、条例をつくってもらいたいと、勝手にもう餌をやらないでくださいと、それだけでもしてもらいたいということで、自治会、もしくはいろんな個人的に連絡があったと思います。

自治会のほうから、そういうふうなことで質問があった場合には、市のほうは、環境課としてどういうふうなお答えをされているのかちょっとお聞きしたいんですけど、例えば、私有地内の餌やりは関与できないとか。屋外の餌やりは後片づけをしていれば指導することは難しいとか。以前は、野良犬を確保、処分していたが、猫も同様にできないかと質問をしたところ、野良犬は狂犬病があるためなされているが、猫はできないと。

それと、環境課は市民の皆様には被害の対策をアドバイスしていますということなんですけど、アドバイスってどういうふうなアドバイスをされてるんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 住民の方からそういったご要望、ご質問等がありましたときには、市販で売っているいわゆる猫の忌避剤の商品の情報提供であるとか、そして、地域猫がそういったところの餌やり等について、夜間来るときについてのごみを片づけるとか、そういった助言、アドバイスのほうはさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 以前、環境課が、そういうふうな地域の公民館、自治会等が困りますと言ったときに、チラシを作られたと思います。そのチラシをちょっと私、手元に持っているんですけど、猫の飼い方についてのお願いということで、太宰府市市民生活部環境課から、そういうふうなところに配られたと思うんですけど、勝手に餌をやっているという人がこれを見た場合、自分のことやろうと思って、反対に、このチラシを配った人間を探して、そして、住民のトラブルになったということが現状あっております。地域住民の方の気持ちは、自治会からいろいろな請願とか意見書とかもらってあると思いますが、もう少しこういうふうなことにならないように、地域の住民同士がけんかするようなことになったらいけないと思う

んですよ。分からない人が勝手に餌をやられてるんだから、勝手に餌をやられないようにするのが一番大事なことじゃないかなと思うんですよ。それがなくなったら、その方については、不妊去勢手術を行ってくださいというようなふうに書いてあるとよかったんじゃないかなと。そういうふうは無責任に餌をやることでどういうふうなことになるかというのをきちんと説明をして、困っている方の家は分かると思いますので、直接こういうふうなことでということは、やっぱり役所の方が中に入ってやるべきじゃないかなと思います。そうしないとこの問題は片づいていかないと思っております。

2項目め、3項目めがちょっと同じことなので、4項目め、私もこの話を聞いているときに、TNR活動を聞きました。このTNR活動というのは、そういう困った方がいらっしゃったら、猫を捕獲して、そして、不妊去勢手術を行って、元の場所に戻すと。本当立派な活動をされてると思います。このTNR活動ボランティアというのは、いつ頃から環境課は知ってありましたか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 具体的な年等については、ちょっと手元に資料は持ち合わせておりませんが、この頃の件で把握はしているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） とにかく、このTNR活動というのは、捕獲することをトラップと言います。それから、不妊去勢手術をすることをニューターと言います。それで、元の場所に戻すことをリターンと言います。それを頭文字の一つ一つを取って、TNRと言うそうです。実際に市役所に補助金の申請をされて活動されてるということを聞きましたけど、間違いないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 本市におきましては、まだ団体というところの登録を受けた上での団体からの補助という制度ではちょっとございませんで、個人からのそういう不妊手術、去勢の手術の申請をいただいているというところでございますので、あくまでも今は個人からの申請というところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 実際に猫を捕獲して、捕獲できればいいですけど、できなかった場合は、野良猫の場合はもうろちよろちよろするわけですよ。そして、今はもう勝手に餌をやっているから、カラスがそこに飛んできて、カラスがまたその餌を食べて、そして、すごいときにはもう本当に、先ほども言いましたように、すごい声を出して、朝方やらもう一番眠たいときにぎゃあぎゃあ言う。本当に大変な思いをされて、住民の人が。もうそこ分かってるんですよ。餌をやっている住民は分かってるんですけども、それを言ったらもうけんかになっていうことで我慢されてるんですよ。その現状を見たときに、また、TNRの活動を聞いたときに、これいいやないかと。この活動にお願いしたらいいんじゃないかと私は思いましたので、今回、

TNR活動について質問をさせていただきました。

やっぱり飼い主のない猫のトラブルというのはもう解決できないと思うんですよ。こういうふうな専門家に任せて、私たち市民ができるようなことじゃないと思います。直接病院まで連れて行って、去勢手術も行われて、また元の場所に戻ってくるということは、耳をカットして、そこで安心しますよね。やっぱりそういうような手術をした場合には、もう鳴きもしないそうです。雌猫が。雌猫が鳴くんですけど、雌猫はもう鳴かないそうです。だから、そういうふうなことで、やっぱりこの手術は、野良猫の場合はしてほしいと思います。飼い猫の場合はもうきちんとされてると思いますので、野良猫の分についてはきちんとそういうふうな専門家に任せるべきだと思います。

まだ市役所としては、そういうふうな活動については、また今後、協力をいただいてされると思いますけれども、今回はとにかく、先ほど部長が言われましたように、地域猫活動の取組を推進するとはっきり言われましたので、やはりこれは共助、市民と市民の問題と、公助の努力がないと、この協力がないと、この問題は減らないと思っております。将来的に飼い主のない猫を減らすための努力も、みんなの努力がやっぱり必要だと思うんですよ。これはもう、自分はもう猫やら全然関係ないとか言われるかもしれませんが、どこで野良猫が、私の家にも来るかもしれません。野良猫がどこで来るか分かりませんから。誰でもが経験することかもしれませんので、野良猫の子どもを産まないように努力してもらうように、このTNRと一緒にあって市のほうも活動していただけたらと思っております。

そして、望まれずに生まれてきた不幸な猫たちですので、飼い主のいない猫を地域猫として管理するのは本当に難しいことだと思います。でも自治体からとか、そういうふうなところから苦情があった場合は、このTNRをお願いして、することは一緒ですから、私が市のほうに、こんなしてもう困ってるんですと言ったら、その方を紹介してもらっただけでもいいんだから、このTNR活動というのをもう少しよく聞いていただいて、協力できると思いますので、この業者とはちょっと私は関わりはないんですけど、よければこういうふうな活動をされてるところを、ぜひ民間を使って、ボランティアということですけど、病院代はかかると思いますから、その分を渡していただければできることではないかなと思っております。

そして、先ほど部長の話では、どんどん避妊手術の補助事業を通して市民の苦情が減ってるということを言われましたよね。飼い主がない猫とか、そういうのが少しずつ減っているということですけど、減ってないと思います。先ほど言ったように、年間、雌猫1匹が産む、五、六匹、すごいところで七、八匹生まれると思いますので、それが3回ですよ。すごい猫の数だと思います。だから、とにかく地域環境の中でできるだけ快適に、地域住民の方がトラブルがないごとしてやっていただきたいと思います。本当に苦情を言えばもうけんかになりますから、そこに住まれないようになると思うんですよ。だから住まれないような、猫のことでそんなけんかをするような地域にはいけないと思いますので、その部分も含めて、ぜひこのTNRというのを、いいことだと思いますので、ぜひ協力をさせていただきたいと思います。

それと、これができなかったときには、私また餌やり禁止条例を出すと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それと、猫条例というのが、奄美大島猫対策のほうで見たんですけど、市役所、役場で飼い猫登録をされてる。それと、情報の更新とか、死亡のときとかは、抹消もされてるそうなんですよ。それとマイクロチップ、首輪、室内飼いをするとか、避妊去勢手術をするとか、一度に飼える猫の数は4頭までとか。そういうようなことも含めて、こういうような猫条例というのもありますので、きちんと猫を飼うための条例というのも必要じゃないかと思っております。それは私が言うだけのことで。

やはり行政だけでは解決が難しいという部分もあるかと思っておりますので、とにかく地域の課題を共感して、先ほどのTNRと、いろいろな実証実験も入れて、事業化に推進してほしいなと思っております。

それで、この1件目は終わりたいと思いますが、市長、この前、私が質問したときに、僕も実家ではこの問題を身近に感じますということでおっしゃったんですけど、勝手に猫に餌をやるということは、私はしたらいけないと思うんですよ。しないようにするためには条例が必要だと思うんですよ。この先ほど言ったボランティアの活動も必要だし、勝手に餌をやったらいけないよという条例はつくったほうがいいのではないかと、市長もどういうふうな考えをお持ちかちょっとお聞きしたいと思います。最後に。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうかねてより複数の議員の方から、この猫の問題はご指摘をいただきましたし、私も実家などの例も挙げてきました。おっしゃるように実家では、本当にもう50年以上住んでますから、なかなか近所の方とやはりトラブルにしたくないということはありますですね。そういう中で、今聞いてて改めて思ったことは、やっぱり餌をやりたい人は恐らく避妊手術とかも反対されるんでしょう。人間で考えたらかわいそうだし、種の保存として、当然子孫を残したい。動物として。そういうことを考え出すと、なかなか餌をやりたい人はそのまま避妊もせずに、子どもも産ませてやりたいということまで考えられるのかもしれませんが、逆にTNR活動の方は餌もやらないし、そうしたいはずなのに増えないようにしたいと。その利害が非常に平行線だということかもしれません。その中で思ったことは、やっぱり餌をやる方がTNRまで一貫してやってもらえれば、私も実家の近所の方にも、そこまでやっていただくならもう文句も言えないなと。本当にそこまで考えてかわいがって、もっと言うと家で飼ってもらったら一番いいんでしょうけども、僕も猫大好きなものですから、何とかいい方法が、犬も好きですし、人間も好きなんですけど、植物も好きだし、全て好きなんですけど、そういう何とか解決方法を見いだすためには、先ほどもありました、新しい公共的にやっぱり行政も一定介入というか参画をして、市民全体の中で議論していくことも必要な時期かもしれないなと改めて思っています。それが条例の形なのかどうか、そこも含めてやっぱり個人のエゴが過ぎないようにやっていくのは、これは行政の役割の一つでもありますので、そうしたことも含

めながら今後も考えていきたいと思いました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

また、市民生活部長のほうにもまたいろいろお願いすることあると思います。個人的なことじゃなくて公のことを相談に行くわけですから、公の声を持っていくわけですから、また今後ともよろしくをお願いします。1件目終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が報告され、全国民が緊急事態宣言下における生活を初めて経験することとなりました。令和2年度の始まりは、福岡県教育委員会からの要請があり、4月6日から4月17日までを臨時休業といたしましたが、入学式については、密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける対策を行った上で実施予定でありました。

そのような中、令和2年4月7日に国から新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発せられ、令和2年4月7日から5月6日までの間、福岡県を含む7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。小中学校は5月6日まで臨時休業となり、入学式については、3つの密を完全に避け、実施することは困難な状況でありました。

また、当時、緊急事態宣言が延長される可能性も含め、今後の見通しが大変難しい状況となる中、学校再開のめどが立たない状況が続きました。何より児童生徒の生命を守り、安全に学習活動に取り組むための措置として、入学式の予定日を分散登校による「入学手続きの日」として、クラス担任の挨拶、教科書等の配布、臨時休業中の学習のお知らせなどの諸手続を行うことで、少しでも子どもたちに寄り添い、学校との関わりができるように心がけた次第であります。

次に、2項目めについてですが、近隣市では、分散登校で人数を分けて「入学をお祝いする会」や、後日、簡素なイベントを実施した事例もありました。本市では「入学手続きの日」を設け、入学手続を行ったため、緊急事態宣言解除後に改めて入学式を行っていませんが、本市の「入学手続きの日」においても、写真を撮る場所を設けるなど、安全を確保した上、可能な限りお祝いし、新入生をお迎えしております。

次に、3項目めについてですが、中学校の入学式においても、小学校と同様に「入学手続きの日」を設け、新しい門出を迎える生徒が学校との関わりを持てるように、当時の状況の中でも可能な限り実施したところであり、保護者の方からは感謝の気持ちを示されるお声を多数いただきました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。もう5年前の話ですので、ここにおられ

る方は分かってあるのは市長ぐらいだろうと思いますので、この前、市長と一緒に東小学校の入学式に行ったときに、今の6年生の子どもたちは入学式が行われなかったということについて、この子どもたちは1年生の入学式してないよねと、それからこの質問に至ったわけです。

緊急事態宣言が行われてるときに、やはり市長も本当に市長になって、令和になって、それからこのコロナの問題があるので、私はよく分かりますけれども、筑紫地区内でも、入学式ではないけれども、日にち遅れでされた学校とか、そういうなのをちょっと私も知りましたので、どうして市長が、今回、太宰府ではそういうふうなのをしてくれなかったのかな。ちょうど来年、この子どもたちが6年生の卒業式やから、その入学式と一緒に、その分祝ってもらおうと思って、今回の質問になったわけです。入学式をされてなかったからどうのこうのと言ってるんじゃないくて、市長がもう少し工夫が欲しかったということを言いたかったんですよ。ほかの学校ではやはり入学式はしてませんよ、どこも。でもやっぱりその入学式みたいな工夫をしながら、1年生しか味わえない入学式みたいなものをしてくれてる学校が他市にはあるんですよ。それは言いませんけども、そういうふうな、市長がもう少し余裕がある市長だったら、その気持ち的にもそういうようなことをしてくれたんじゃないかなと思って、そう思って私はこの質問をさせていただきました。市長、この前一緒に入学式に行ったと思います。立派な入学式でした。6年生は本当にその入学式は覚えてないんですよ。全然分かってないんですよ。それについてどう思われますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず申しますと、もう余裕がなかったと言われましたし、もちろん余裕はありませんでした、コロナ禍で大変な思いでありましたし、100点じゃなかったことはもちろんでありますし、私なりに最善の策という思いで頑張ってきたつもりなんですけども、ご指摘されれば、これは言い訳はできないと思っています。だからこそ、やはりもう一回信頼関係の好循環と言ってますけども、そのとき入学式がどういう形であったかもあるでしょうし、入学式のときにかかわらず、成人式のこともありましたし、給食がどうか、みんな班で食べられないとか、みんな一方向で食べていたとか、様々な本当に苦しい状況に、これは世界中だったわけなんですけども、経験したと。私もいろいろ個人的にもありましたが、とにかく100点ではなかったということは間違いありませんので、そうしたことも罪滅ぼしじゃないですが、いろいろなご指摘を真摯に受け止めて、その当時の子どもたち、もう既に大人になっているような方々も含めて、何かしら私で今の時点で何かサポートができるようなことがあれば、しっかりとやっていきたいなと思ったところであります。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） もう5年前に終わったことだからと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、自分が小学生の頃の入学式は覚えてないと思うんですけど、小学校の入学式、私も覚えてません。ですけども、写真とか、親御さんがいらっしゃる人たちは、そういうふうな写真もないところもあるんですよ。本当のことを言って。親がちゃんとしてたら、親が

きちんと近くの公園とかの桜のときにランドセルを背負って、この子の入学式って、もう入学式がないから、やっぱりいろいろ工夫して思い出をつくってあると思うんですけど、本当に親御さんがおられなくて、そういうふうな余裕もない家庭もあります。1年生の親も、初めて子どもが1年生で入学式も何もなかったと、点呼だけだろうと思うんですけど、名前を呼ばれて、はいと立ちますよね。そういうふうなものない子どもも、親御さんたちは後ろから写真を撮るのが楽しみやったんやなからうかと。初めての第1子やったらなおさらのことですよ。そういうふうな子どもさんの、もう終わったことを私も本当は言い過ぎるかもしれませんが、そういうふうな親御さんやら、子どもさんが大きくなって、俺の小学校の入学式何もないねとなったときに、やっぱり思い出がないから、その分、卒業式できちんとした卒業式をちょっと、何ていうかな、言葉だけでもいいから、皆さんに言葉をちょっと与えてほしいなと思っております。

それと、水城小学校のことを言ったらいけませんけど、水城小学校は特に、新校舎ができて、運動会、いろんなことをできなかったんですよ。だから、入学式と関係ないかもしれませんが、特に水城小学校の子どもたちの6年生は本当にイベントとかも全然されてないから、入学式どころじゃなかったと思うんですけども、もう少しやっぱり工夫してもらいたかったなということを思いました。

私のちょっと入手したところには、文部科学省のほうから通達があったと思うんですけど、令和2年2月25日、学校の卒業式、入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれましては、ご一読をお願いしますという文書をちょっと私、入手させていただきました。この中には、やはり新型コロナで感染拡大を防ぐために重要な時期でありますので、イベントとかなんとかはあれしてくださいということだったんですけど、入学式と、そういうふうなことは自粛要請を行っているものじゃないということを書いておりますので、自粛しなさいとは言われてないんです。国のほうから。先ほど福岡県教育委員会からは、要請があつてそうしましたということですけど、そのところをちょっと説明できますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、5年前なり、あるいは教育長も理事もまだいませんでしたので、そういう立場じゃなかったもので、私から答えます。

もう本当に先ほど来申しましたように、100点どころか30点かもしれませんし、20点だったかもしれませんし、本当に決して私は言い訳はしないつもりであります。一方で、当時、本当に痛切に感じたのは、最近もそうですけど、やっぱり国なり県なりが、振込なども今回また出てきそうですけども、すぐ決めるのは簡単かもしれませんが、やるのは全部市町村だったりするわけですね。強制じゃないと、自粛しろとは言っていないと言いながら、結局、市民の方から心配だと、もしくはやってくれと言われて、間に挟まれるのは市町村ですから、私なり職員だったわけですから、そういう中でどういう形でやるべきか、成人式なんかも学校ごとに行ってみたり、朝と昼、午後と分けたりとか。結局、本当に痛切に思ったのは、やっぱり国なり

県なりが結局はいろいろ言うけども、逃げますけども、やっぱり市町村に、最終的には市民は言ってこられる、そういう立場、役割ですから、本当に苦しい状況もありましたが、しかし、それでもなお、それも一つのやりがいと思って、何かしら決めてやってきたわけですから、それに対して何かご指摘があることは真摯に受け止めなければいけませんし、そういう意味ではいろいろな今さら言っても始まらないこともいっぱいありますけども、やっぱり国・県ももう少し、一人一人の国民でもあるわけですから、県民でもあるわけですから、市民のことも考えて、市町村のことも考えて、もう少し本当の意味で真摯にいろいろな指示なり、指導なり、様々な決定をしてもらいたいということも、せっかくの機会ですからお伝えをしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 本当に市長をあれしてるんじゃないですよ。市長が今までのとおりでもいいですけど、やはりもう少し何事も工夫、自分の意見じゃなくて、執行部の意見も聞いたり、学校教育のほうも聞いて、いろんな意見を聞いて判断するのは市長だと思います。それを市長の考えでぼつと言うのは、ちょっと私は何事かと思いますので、今後も入学式じゃなくて災害が起きるかもしれません。もう何かで何もできないときもあるんです。そういうふうなのはもう理由がきちんと分かってますけど、今回は入学式が、他市では入学式というものはなかったけれども、工夫しながら入学式みたいなものをしてある、そういうふうなことの学校があるということを私はここで言いたかったし、今後も市長はそういうふうになにかがあったときには、何度も言うようですが、教育委員会、そういうふうなところの意見をやはり聞いてもらって、国・県の話は先ほど言われましたからいいですけども、市の執行部の意見を本当に聞いていただいて、いろんなイベントを催ししていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩します。

休憩 午後2時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村彰人議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせいたします。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） それでは、通告に従い、2件質問いたします。

最初に、第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（新戦略）の策定過程についてです。

市政運営の指針となる総合戦略が改訂され、令和7年度より第3期総合戦略（新戦略）に基づく市政運営が始まりました。地方版総合戦略は、国が掲げる「地方創生2.0」を踏まえて、地方自治体が独自に策定するよう努めるものです。

本市では、総合計画を策定していないため、代わって、総合戦略が各種基本計画の上位に位置づけられています。そのため、総合戦略の内容については、より慎重かつ厳正に確認する必要がありますと考えます。

そこで、新戦略の策定過程に関して、3点伺います。

1 項目め、パブリック・コメントの実施状況と、市民から寄せられた意見がどのように新戦略に反映されたのでしょうか。

第2期戦略と同様に、パブリック・コメントが唯一の「市民参画」の機会となり、非常に残念に思います。せめて、寄せられた市民の意見が反映されていることを期待しますが、いかがだったのでしょうか。

2 項目め、新戦略の策定過程において、議会での審議が行われなかったことに関して、市長の見解を伺います。

国が示す「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」には、「議会においても、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である」と明記されています。これは、総合戦略の策定及び推進に当たって、市長・執行部と議会が車の両輪として連携することが、何より重要であるという趣旨と受け止めていますが、市長のご見解を伺います。

3 項目め、完成した新戦略の市民への公表状況と、今後の情報発信について。

戦略の策定段階における「市民参画」と並んで、市民への説明責任を果たすためには、新戦略の内容を広く市民に公表することが重要です。とりわけ、策定過程において「市民参画」の機会がほとんどなかった今回の新戦略については、策定後に丁寧な説明と、積極的な情報発信を行うことで、その信頼性を回復する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、2件目は、第3期総合戦略（新戦略）に定める施策の実効性についてです。

総合戦略を計画的かつ効果的に推進するためには、盛り込まれた政策ごとに、戦略期間である5年間の目標を設定することが適切とされています。また、目標の達成度を検証するには、適切な定量的KPI（重要業績評価指標）を設定し、定期的に進捗を検証し、必要に応じて改善策を講じることが必要です。こうした観点からも、新戦略には実効性の確保が不可欠であると考えます。

そこで、検証モデルとして、施策「ニューだざいふ型市街地の活性化」に掲げられた「西鉄五条駅周辺の整備促進等事業の推進」を一例に取り上げ、以下の2点について伺います。

1 項目め、整備促進等事業に含まれる具体的な事業の内容について。

西鉄五条駅周辺を活性化させるための取組（アウトプット）として、具体的にどのような事業を計画しているのか。

2 項目め、当該事業に設定されたアウトプット（取組）と、それにより見込まれるアウトカム（便益）の内容について。

新戦略の実効性を確保する上で、設定されたアウトプットとアウトカムの内容は適切でしょうか。

以上。2 件について、お伺いします。再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、第 3 期総合戦略の策定に当たり、広く市民に意見を求め、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への積極的な参画を推進するため、第 3 期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に関するパブリック・コメントを実施しております。

同素案に対する意見募集につきましては、令和 7 年 2 月 14 日から 3 月 16 日の 30 日間、市ホームページに加え、市内公共施設 13 か所において素案を公表し、意見を募集しております。

その結果、7 人の方から計 21 件の貴重な意見をいただいたところであります。いただいた意見の内訳ですが、総合戦略全体に関するものが 6 件、総合戦略の施策・事業に関するものが 8 件、総合戦略の K P I に関するものが 1 件、その他市政全般への要望等が 6 件であります。

これらいただいた意見の内容と、市の考え方・対応等につきましては、市ホームページにて全件を公表し、策定に関する透明性の確保を図っているところであります。

いただいた意見を受け、具体的に素案を修正し、第 3 期総合戦略に反映したものとしましては、「子どもをまんなかとした子育て・教育環境の充実」施策の「子育てしやすい環境整備と子育て支援事業の拡充」事業に関して、「結婚」に関する項目が欠けているとの意見に対応し、結婚支援の充実を図る旨を盛り込みました。また、「歳出入一体の行財政改革」施策の「ネーミングライツ制度の検討」事業に関して、令和 11 年度の目標導入施設数を 2 か所に設定していたところ、5 か所へのチャレンジをするべきとのご意見に対応し、ご意見どおりの 5 か所に上方修正いたしました。

これら以外の意見につきましても、関係する部署で情報を共有しており、しっかりと今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2 項目についてですが、第 3 期総合戦略では、第 2 期の四つの構想と戦略を維持しつつ、令和 6 年度・7 年度施政方針で触れておりました市政積年の、もしくは社会先進的な課題解決に踏み出すための五つの重点を追加し、そのうち危機管理の徹底強化、子どもまんなかの施策展開、市民と交流人口・関係人口の相互発展を三つの柱、新しい公共をテーマとした仕組みづくり、歳出入一体改革の推進を二つの底流とし、それらを有機的に組み合わせた取組を進めてまいります。

議員の皆様へは、本年 2 月の議会連絡会において、第 3 期総合戦略の素案をお示しした上で、パブリック・コメント実施について報告をさせていただきました。また、パブリック・コメン

トの実施後の4月には、第3期総合戦略の策定について、同様に議会連絡会にてご報告をさせていただいたほか、これまでも議会一般質問や施政方針などを通じ、累次にわたり説明を行ってまいりました。

そのほか、決算時期には総合戦略をベースに策定し、議会に提出しております施策評価などを用いて、効果検証も行っているところでございます。

策定に当たっては、人口動向や地域特性に関する分析、産官学金労言士民各界の有識者を委員とした太宰府市総合戦略推進委員会での議論などを踏まえ、本市の解決すべき課題や具体的な取組、施策の検討を行っております。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリック・コメントでいただいた意見のほか、議会一般質問等でいただきましたご意見等も踏まえ、総合戦略(素案)の修正を行い、3月28日開催の総合戦略推進委員会に諮り、承認をいただいたところであります。議員ご指摘のとおり、総合戦略に限らず、市政運営に関しては、議会と執行部が車の両輪となって推進することは当然重要でございます。今後もさらなる連携の下、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、3項目についてですが、第3期総合戦略策定に関しての市民参画について、内閣府の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引にある住民、産官学金労言士の参画と推進組織を踏まえ、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする19名から成る総合戦略推進委員会でのご意見及び関係部署にて策定した各事業などの内容を、庁内の会議にて精査するなどし、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施するなど、広く市民の皆様のご意見をいただいたところであります。

また、議員の皆様へは、先述のとおり累次にわたり説明を行ってまいりました。

このように、幅広く市民の皆様のご意見をお伺いし、策定に至るまでのプロセスを重視するスタンスは保ちつつ、第3期総合戦略を策定したところであります。

市民の皆様への公表といたしましては、まず、策定直後の本年4月上旬に市ホームページへ全文を掲載しているところです。今後は、広報だざいふなどで第3期総合戦略の概要等を掲載する予定としております。これ以外にも機会を捉え、市民の皆様への分かりやすい情報発信を心がけてまいります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今回、私のテーマは総合戦略。偶然ですけども、私以外にも2名の議員が総合戦略について、明日、質問されますので、私たち議会議員としてもこれは非常に注目しとるテーマでございます。まず、皆さんにお配りしてます資料からご説明いたします。

まずこれ、まず、上段と下段に分かれてます。上段が総合計画と総合戦略の現状についてです。横軸に年度を取っておりまして、総合計画と総合戦略の計画期間を矢印の幅で示しています。令和2年度に総合計画が終了し、令和3年度から総合戦略のみで市政運営を開始。今回の令和7年度以降も総合戦略のみで市政運営を継続することになりました。ちょっと残念です。下段のほう、下段の部分は総合戦略の位置づけについてです。総合戦略は、本市の個別計画の

上位計画に位置づけられています。個別計画は、総合戦略が描くビジョンや方針と整合性がなくてはいけませんので、当たり前と言えども、それだけ重要な計画であるわけです。ちなみに、令和2年度以前は、議会が議決した総合計画が上位計画でしたが、本市は総合計画の策定をやめてしまいました。

今回の一般質問で私がお聞きしたいことはここに書いてあります。議会の議決がない総合戦略は、産官学金労言士の多様な意見を取り入れて、それこそ市民参画で策定されたのかというところ、これがポイントで、それでは、この資料を参照しながら質問を進めたいと思います。

まず、1件目の質問の1項目め、パブリック・コメントの実施状況と市民から寄せられた意見がどのように新戦略に反映されたのかということですよ。

まず、パブリック・コメントの数なんですけれども、7人の方から21件の貴重なご意見、確かにそうです。しかしながら、これは先ほどご説明しましたとおり、総合戦略というのは、各計画の一番上に値するもので、非常に重要なもの。それにしては、7人から21件の貴重な意見です。けれども、少な過ぎはしませんか。これについて、市長のご見解をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そうですね、何と申しますか、これだけじゃないんですけど、やっぱりパブリック・コメント、基本的にはそこまで多くありませんし、同じ方がかなり重複して出されるケースが多いなということが率直な実感で、もちろん多くて建設的な意見があれば、我々としても大変ありがたいわけでありますから、そういう意味では何かしら工夫もしなければいけないかもしれません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） それこそ総合計画があった時代、総合計画の後期基本計画、その改定の際に、私たち議員ちょっと関係したんですけど、そのときは、たしか説明会というのをやりました。それによって、かなり市民に対して、総合計画自体はなかなか認知度が低いという認識ではあるんですけども、せめて市民に対して、まず説明をして、それに対してご意見を求めるという市役所の姿勢があったんですけど、今回は、市内の各所に素案を配置するだけと、説明はなしと、あとはご自由に読んでご意見を頂戴しますという形なんですよ。これだけ大きな重要な計画だけではなくてどれもそうですよね。各担当課の基本計画も同じ形です。でも、これについてはちょっと違うんだと思いますけどね。昔のように、総合計画があった時代のように、まずは市民に対してしっかり説明して、理解していただいた上で、意見をいただくということはできなかったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） できるかできないかといえばもう当然できるわけでありまして、できなかったということにならざるを得ないわけではありますが、要は、私もこれまでもこうした場で何度も申してきましたけども、まず、1期目はやはり公約を大きな注目もいただいて、期待もいただいて、その公約の下に総合戦略、第2期の総合戦略をつくらせていただきまして、

そして、2件目の選挙の際には、その総合戦略を基に公約を逆に言うをつくって、ここまで至って、そして、たまたまですけども、任期が残り1年を切った時点で、次の切れ目ない総合戦略3期目、第3期をつくることになったわけで、ですから、そうした意味では、基本的には第2期の総合戦略を踏襲しつつ、ここ近年の施政方針で訴えてきた課題解決のテーマなどを基につくったということが偽らざるところであります。

ですので、ある意味、ご指摘のとおり、次の任期の際に、新たに総合計画なり、また、新たな何かしっかりと市民の方も巻き込んで、当然選挙がある際は、そうしたことを議論、巻き込まれて、またあるでしょうから、あるべきですし、そうしたことも考えて、新たな次の市長任期の際に、総合計画なり何かがつくられるということも、決して私が否定するわけではありませんし、ただ、私自身はある意味短期的な期待の中で、混乱を脱却する成長戦略を実現する税収なり、そうしたものを予算規模になるよう上げていく。そうした中でやってきた、ある意味短期集中的にやってきたという思いもありますので、現時点ではこうしたつくり方も一つの方策であったかなと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと残念でしたね。先ほども述べましたとおり、もう第3期総合戦略出来上がっておりますんでね。これ、これからの丁寧な説明と積極的な情報発信を行うことで、この戦略の信頼性を回復するという必要が私はあると思います。

そこで、先ほどのちょっとパブリック・コメントに戻りますね。パブリック・コメント、7人から21件のご意見があったと、私も確認しました。その中で、2点ほどちょっと私引っかけたところがありまして、その提案と市の回答についてちょっとご意見いただこうと思います。

まず、パブコメに寄せられた市民の意見その1です。

総合計画がない太宰府市は、総合戦略を総合計画として運用していますが、国の策定の手引では、総合戦略は単独で策定することが適切とされています。一緒にしちゃうくないよという話ですね。全国のほとんどの自治体で条例を下に総合計画を策定しているんですが、本市においても、太宰府市自治基本条例第18条に基づき、早急に第6次総合計画を策定すべきですというご提案です。

それに対して、太宰府市の回答としては、地方自治法の改正により、総合計画を策定する義務がなくなりましたとだけなんです。確かにそのとおり、そのとおりですけども、この提案書の後半部分ですよ。提案者は、本市の自治基本条例に、総合計画の策定意味が明記されていると。それについてはしっかりその条例に従ってないんじゃないかということなんですけども、それはホームページ、パブコメのホームページの公表のところには、後半部分に対する答えがないんですよ。

そこで、提案者に代わってその答えを求めます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、先ほども申しましたけれども、いわゆる何といいますか、ちょっ

とすみません、質問にきっちりとした答えにならないかもしれませんが、総合計画を新たに近々つくることを決して否定しているわけではもちろんありません。先ほど来申してますように、私にまずは与えられた役割・使命として、短中期的に様々なやはり太宰府のあるものを生かして、コロナ禍などもありましたけども、先ほど来ありましたけども、そうしたことも乗り越えて、給食なども実現して、これまで私に与えられたミッションについては、こういう形である種緊急的にやってきた。そうした中で、総合戦略も選挙で皆さんに選んでいただいた中身をしっかりと実現し、結果もある程度出してきた。そういうことであるつもりでありますけれども、ただ、何度も申しますように、今後、様々な条例なり、こうした法律の趣旨なども勘案した上で、議員の方、市民の方を巻き込んで、新たな太宰府の計画をつくり上げていくことを決して否定しているわけではありませんし、それが皆さんのご意向であるなら、そういうことをやっていくことも必要なことだろうと私も思うところであります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 将来的には総合計画ということに踏み込むかもしれないというお答えでしたね。

そこで、では、将来的な話じゃなくて、今の話ですよ。今は総合計画ありませんので、総合戦略だけです。総合戦略について評価しなきゃいけないんですけど、ちょっと遡りますね。自治基本条例審議会というのがありました。そこで、要するに総合計画をつくらないのは条例違反じゃないかというふうな形でね、そのときの審議会の会長、副会長、九大の嶋田先生と和泉先生から回答を求められました。それに対して、そのときは総務部理事の村田さん、総務省から来ていらっしゃった方です。総務省から来てらっしゃったんで、地方自治は詳しいです。しかしながら、この2人の会長、副会長の質問に対して、回答を保留したんですよ。それに対して、村田さんは総務省に帰られたんで、宿題がここに残ってるわけです。回答は短くていいですよ。これ審議会の会長、副会長、嶋田先生と和泉先生に対して、そのときの宿題の回答をしたかどうか、したかしないかだけでいいです。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 少なくとも私からそれをしたという事実はありませんし、村田理事も総務省から来ましたが、総務省出身者ですから地方自治の専門家ではなかったわけでありましてけれども、そういうことも含めて、当時の時点では、我々として考えるべき答えをしていましたけれども、その後、私が何か直接的にお二人と話をしたということとはございません。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 我が市の自治基本条例の審議会の会長、副会長に対して非常に失礼だと思います。私もそのとき、短い期間でしたが、審議会の委員をしてました。私ももう1人、神武議員、この2人、私たちは、まだこの問題、終わってないと思ってます。まだずっと引きずっていると思ってます。非常に遺憾に思っていると思います。

二つ目の市民の意見。戦略の策定の手引には、議会による議論と十分な審議を求めているも

の、太宰府市議会において十分な審議がなされていません。私もそう思います。今回の私の1件目の2項目め、これなんですけど、その回答として、これ市役所の回答です。総合戦略については、市議会一般質問などで議論を行っていますということです。あくびをしてる場合じゃないです。

そこで、私の質問ですよ、これからね。総合戦略の内容について、市議会の一般質問などで議論を行った記憶がないのですが、私、ないです。私自身もないのですが、ほかの議員の議論も聞いたことがないんですね。この総合戦略について。先ほどご回答でありましたね。本年2月の議会連絡会において、第3期総合戦略の素案を示したと。別に議論してるわけではない。そのときは質疑ありませんでした。それはパブコメでやってくださいという話だったので、そういったパブコメの報告をいただきました。パブコメが終わった後も、そのパブコメの状況を議会に対して説明したと。これ議論じゃないですよ。いかがですか。回答については、市議会でも議論やったって書いてあるんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） あくびに見えたらすみません、深呼吸をしたつもりだったんですけどとか政治家的に言ったらいけないので、見えたら申し訳ありません。

そうした中で、議論、もちろん今も議論しているわけですし、これまでも総合戦略の中身なり、私の公約の中身なり、こういうものはこの場でもかなりやってきたつもりでありますし、議会連絡会なども、かつてなかったものですが、そうした場でできるだけ丁寧に、毎月、議員の皆様にもお耳に入れようということやってきまして、そういうときにご意見いただいたことも、私ももちろん報告も受けておりますし、そういう意味では決して議論を阻害してきたわけではないわけであるつもりですが、ただ一方で、何度も申されるように、総合戦略というもので本当にいいのか、総合計画というものを市民参加の下、議員参加の下で議決もあって、つくるということを決して否定しているわけではありません。私が在任中の一つの緊急的なやり方として様々課題も多かったですし、コロナなどありましたので、そうした中で、私なりにこういう方法を選択したということに尽きるわけであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これは内容についてどっちが正しいかじゃなくて、議会としては審議してないのが正しいです。そこで、市のホームページ、パブコメの公表、その部分は、市の回答の部分、議会とは審議、議論を行っていませんと書くべきだと思います。

次、本市の総合戦略は、議会による議決と審議の議決がないわけなんです。議決は必須ではないことは分かっています。

そこで質問ですけども、新戦略を作成する過程で、その内容に関して適切な検証とチェックはされたのか。どのタイミングで、誰によってチェックしたのか。お答えください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今回の策定に当たりましてですが、まずは第2期総合

戦略の総括のほうを行っております。こちらにつきましては、庁内関係部署から作成した各事業などの内容を精査し、取りまとめ、昨年8月に開催しました第2回のまちづくりビジョン会議において議題として審議いただくなど、行ってきたというところになります。

その結果、第2期総合戦略は四つの基本目標と31の施策、84の事業から構成されておりましたが、今回はさらに事業のほう等が増えておるといような形になっております。

また、今回、策定に当たりまして、ビジョン会議につきましては全5回開催しておるところでございます。そちら、会議を開催していない間も、メール等で様々なご意見のほうをいただいて、そちらを踏まえた上で、今回、策定に至ったというところ。産官学金労言士、あと住民の方もご参加いただいて、例えば、市民の方につきましては、自治基本条例の第3条における市民の定義としては、市内在住者4名の方、市内事業所に勤務する方1名の方、市内で事業活動する方6名の方、計11名の方が市民になりますので、11名の市民かつ専門的なご意見を踏まえた上で策定のほうを行ったところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そもそも素案の作成の部分にちょっと戻らせてください。国の手引、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きに準拠して策定したのかというところなんですけれども、これ準拠して策定したんですね。そもそもまず素案の策定なんです、それは市役所職員がつくったという話ですかね。それちょっと確認。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今回の策定に当たりましては、まず庁内のほうでももちろん総括のほうも行いつつ、その総括をビジョン会議のほうでもご審議のほうをいただいたところでございます。それを踏まえて、第3期に向けて素案等もまた庁内のほうでも作成し、ビジョン会議の皆様のご意見等も踏まえつつ、素案として固めていったというような流れになります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ここが大事なところでね、手引には、この産官学金労言士、多様な主体の参画によってまずつくるとなってます。本市の場合は、まちづくりビジョン会議の産官学金労言士の皆さんに5回、たった5回だと思いますよ。たった5回で意見をいただいたところで、素案に意見をいただいた。素案自体はこの方たち直接関わってないわけですね。素案を読んだところでのご意見をただけですので、そもそものつくる部分、最初からこれ関わっていかなくちゃいけないというふうに私は読みますけれども、この多様な有識者の方たちに意見をもらうだけでいいんでしょうかね。ご見解をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん意見をもらうだけでももちろんないんですけども、ただ、私も7年半本当にたつて、素案を自分でつくるわけにもなかなかいきませんし、委員の方につくってもらうということもなかなか、それぞれ皆さん本業があらわれるわけですから、そういう意味では

役所の担当のほうで、役所全体で集約をしながら素案をつくるということはもちろんあり得るべしですし、実際、事実上それが一番確実なというか、普通のやり方かもしれませんが、ただ一番大事なことは、その素案づくりは決して職員が勝手に、もしくは僕が勝手に指示をしてつくったということではなくて、選挙で選ばれた際の公約をベースにしているし、かつての総合戦略なりをベースにもして、今回の総合戦略でありますので、急に何か新しい突拍子もない素案が出てきたわけではないということは、まずはご理解をいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 国の反省点、私確認しました。前回の総合戦略、国の反省点ですよ。国がどういうふうに反省してるかといったら、国が行ったこれまでの反省として、まず、産官学金労言士、多様な方たちの意見を聞くにとどまり、聞くにとどまっただけ。まさに私たち、我が市の総合戦略、聞くにとどまってませんか。生かしたというんですけど、そもそもこういう人たちがワーキンググループとして関わってくれと、2.0は言ってるんだと思います。国が失敗したという反省点、まさに今回も聞くにとどまりですよ。これだけの有識者の方もっていないですよ。たった5回の会議で意見をもらうだけじゃです。これについてはいかがですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 要は、国が反省したということは改めて聞きましたけれども、国は本当に反省してほしいですね、私は、はっきり言って。要は人口も減ってるし、子どもたちも減ってるし、東京一極集中がさらに進んだということで反省してるわけですよ、多分。本当にそのとおりですから、それ全然、是正どころかもっとひどくなってますから。でも、本市は中でも、善戦はしているとも言えると思ってまして、自立持続可能性自治体の65自治体に入り、そのうちの中の22自治体に入ってるわけですから。国が全体としてはそうなったかもしれませんが、太宰府市としては、そうした結果も出てきたし、東京一極集中にある意味抗って、地元の中でも様々な関わり得る方からいろいろな意見をいただきながら、もちろん会議のときだけじゃありません、ふだんから私も連絡を取り合い、いろいろな場でお会いして、いろいろな提案なり参画をしてもらってるという意味では、結果は少なくとも出てきたという自負はあります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 私、でき得る限りこのまちづくりビジョン会議に傍聴させていただきました。傍聴いたしましたが、実際のところ、会議の開催回数が少な過ぎると思います。これだけでどれだけの審議ができたのか、非常に心配です。

もう一つ、委員の発言はまず少なく、産官学金労言士、専門分野からの発言がなかったと思いますね。あくまで個人的な発言、私聞いたところですね、そうだと思います。あくまで高いところからご意見いただくというよりも、ワーキンググループとして機能してなかったんじゃないかと私は思ってます。これは私の感想です。

もう一つ、策定の手引には、ポイント二つ目が、幅広い層の市民の市民参画です。総合戦略

の策定過程において幅広い市民による、幅広いというのはいろんな意味ですよね。職業でもあるし、男女、あと年齢もありますよね。幅広い市民による市民参画で策定されたのか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう本当に、先ほど原田議員のときも言いましたけど、今回、言い訳はできるだけしたくないですし、私、事実を述べたいと思ってますけども、要はコロナのときもそうですけど、さっきの入学式もそうですけど、開いても怒られるし、開かなかったでも怒られたんですよ。もう正解がないからですね。でも、それでも決定しなきゃいけない。私はもう本当に責任を、首をかけてやってきたという思いはあります。

今回のことも、私自身とにかく選挙もありましたし、無投票でもありましたけども、とにかく日々ダイレクトメールなり、市民からのお会いする中で、いろいろなイベント出る中で、日々、市民の方の様々なご意見を聞いて、総合戦略の素案なり、作成なり、そういうことに職員に指示をしたり、私が意見をしたり、そういうことも本当に日々一分一秒無駄にせずやってきたつもりですので、そういう意味では、あらゆる意味で市民の、できるだけ多くの方の市民の声を、そして、この市にとって重要なことを、市のため市民のためにやってきた中での総合戦略の中身という思いはありまして、そうした中で、最終的に委員の方のもちろん意見なり、様々な実績なり、会議の回数なり会議の場だけではなくて、ふだんからそういう方々からも、様々なお知恵をいただいているということで、つくり上げてきたということだけはご理解をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今までお話を伺ってきて、私の結論です。国の策定の手引に準拠していないのではないかなと私は結論づけます。

まず一つ目、産官学金労言士、専門分野の方、その専門分野からの発言が乏しいというところで、多様なメンバーの多様な意見を生かすことができていないと私は思います。

2点目、幅広い市民による市民参画にはなっていないと思います。

3点目、議会による審査と議決もないままに第3期総合戦略が策定されたことが明らかになったと私は思います。

そこで質問なんですけども、ちょっと大きくお話を伺いますけれども、この総合戦略の出来、私はちょっと心配しておるんですけども、市長はこれでばっちりと思っていらっしゃるかもしれません。どっちでもいいんですけどね。策定された総合戦略の内容についての責任の所在ですよね。例えば、市民参画でつくった、もしくは議会が議決したということであれば、市民にも責任があるわけ。議決したということであれば、私たちにも責任があります。今回は、市民参画としても、これ私の感覚ですよ、これ市民参加もちょっと弱い。ましてや、議会の審議も議決もないところで、これってこの内容についての責任の所在はどこにあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今日ずっと申してますけど、もちろん最終的に私にあります。全ての結果、全ての中身も含めて、私自身、市政に関わることは全て責任持ってやってきたところでありますので。ただ、私も任期も限りありますから、この任期中の、まずは中で一生懸命、第3期の総合戦略もつくりましたが、これはもう本当に古今東西、世界中見ても、選挙で新たな市長が選ばれて、そのときの公約が直近の民意だとすれば、総合戦略をつくり変えることだってできるはずですから、国のほうだって総理が変わったから、今までの反省を何か言って、新たなつくり方2.0と言ったんですかね。でも結局そういうことだってありますから、それが今いい悪いはあるでしょうけども。ですから、まずはこの任期中のこの総合戦略で、しかし、これはもう2期総合戦略とそう大きく変わりませんし、施政方針と大きく変わりませんので、私のこの4年の任期の中で、私が職員とともに、市民の皆さんと議会の皆さんとともにやってきて、説明してきたことをやり続けているということが正確なところだろうと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと強い言い方でしたね。責任の所在はどこにあるか、ちょっと嫌な感じでしたね。けどこれ、市長はよく言われますね、私が責任を取ると。責任取るって、1人で背負う必要は僕はないと思うんですよ。もう一つ市長がよく言われる、新しい公共という話ですよ。それはもう行政、首長だけじゃ厳しいところをみんなでやっていこうという話です。総合戦略についても、総合戦略だけじゃないです。今日、午前中の神武議員の質問の中で、中小企業振興条例、これもそうですよね。これも、議会も1枚かませていただけたらよかったんじゃないですか。そうすると、市長一人だけで背負うことはないです。議会も責任を持ちます。そこで市民参画もいただければ、市民の責任があるわけですよ。これからそういう形でやっていかないと重た過ぎるでしょう、荷物が。私たちにも重荷を背負わせてくださいよという意味です。

そこで、今からできたばかりの総合戦略の変更、修正というのを言うのはちょっと早いですけどね。これってちょっと気になるところで、私もちょっと改良すべきところあるような気がします。この中でね。そこで、今回策定した第3期総合戦略をたたき台にして、もうたたくのかという形、たたき台にして、総合戦略の見直しを徐々に始めるような意識があるのかなというところです。

具体的には、本当の産官学金労言士の多様なメンバーのワーキンググループですよ。多分ご意見をいただいただけじゃなくて、実際にワーキンググループとして働いてもらう。そうすると今のメンバーじゃないかもしれませんよね、恐らくね。

もう一つ、本当の幅広い市民の市民参画。これなかなか時間と労力がかかります。市民参画で大きな会議体でいろんな意見を出し合って、それをまとめていくという作業はすごく面倒くさいんですけども、これやってみたらどうかなと思います。そのたたき台として、この第3期総合戦略が使えるんじゃないかなと思ってます。策定の手引に準拠した本物の総合戦略5か年計画を見直し、修正する、これからの予定はどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 責任の話はありましたけど、具体的に言ってまた物議を醸しますけど、例えば、玉木代表が山尾さんの公認の決定なんかを取り消して、自分も責任を感じるといって何も責任取ってませんから、もうあんなの許せません、私は。私はそういうことじゃなくて、本当の意味で何かしら自分自身失敗があったと思ったら、本当に辞職をすべきだと思いますし、責任を取るべきだろうと思ってるということはぜひご理解いただきたいんですが、その上で、先ほど来ありましたように、何度も言いますように、決してこの今までのやり方がよかったと思ってませんが、例えば仮に、私が次の3期目に出るとすれば、この総合戦略を一つベースにしながら、次の総合計画のつくり方について、例えば、こういう会議体をつくって何かやっていくみたいなことを選挙で問うて、その負託を得られれば、そうしたことをつくって、総合計画をつくるという順番というのは、政治家としてよくある、よくあるというかやるべきことだろうと思いますけども、それを僕がやるかどうかは今自問自答しているところですけど、いずれにしてもまだつくったばかりですから、それを私の任期中に、いたずらに急にまた見直しを図るとか、やり方を変えるとか、そういうこともそれはそれで無責任ですから、私の任期中の今の時点でやるということではないと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 何かいい感じですね。ちょっとうれしくなりました。

この見直しの最後なんですけど、もちろん最後の仕上げですよ。どういう形で見直しするかはまた先のことで分かりますけれども、最後の仕上げとして、議会による審議と議決を行うべきと私ずっと思いますけど。市長だけ計画戦略の責任を負うんじゃなくて、議会も一緒に背負うという意味で、議会による審議と議決を行う勇氣はありますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですから勇氣というか、現時点ではそういう形を取ってませんけども、そのやり方を決して否定しているわけではないし、やっぱり時期によって、もしくは選挙の結果などによって、新たな計画のつくり方なり、議決をすべきか否かなど、そういうことは当然市民の意向によって変わるべきものだろうともちろん思ってます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） これで1 件目を終わります。

2 件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、2 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、第3 期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「市街地の活性化」は重要な施策として位置づけており、特に西鉄五条駅周辺の活性化につきましては、いきいき情報センターなどの公共施設や鉄道駅の在り方、駅周辺環境なども含め、本市にとって極めて重要な拠点として位置づけてまいりました。

既に本市は、自立持続可能性自治体として全国上位1%にも入る持続性を認定されてはおりますが、こうした経過も踏まえ、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識の下、住宅、医療、福祉、商業、その他居住に関する施設の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に向けた検討を進めております。

立地適正化計画の素案では、西鉄五条駅周辺地区を本市の活力とにぎわい機能を向上させる中心拠点として位置づけ、市街地の土地の合理的かつ健全な利用と公共施設の整備や都市機能の更新など、住まう人と訪れる人の利便性やにぎわいの向上に資する都市機能の誘導や居住環境の形成を図るとともに、全世代交流の居場所づくりを創出するなど、周辺地域から拠点への交通アクセス性を高めるため、道路、踏切、交差点等の改良及び整備等、多様化する市民ニーズに応えつつ、持続可能な行政運営を堅持するため、複数の事業を通じて検討することとしており、活用が想定される事業、制度等についても多数お示ししているところであります。

また、当該計画の素案につきましては、市民の皆様をはじめ本市に納税いただく方々から幅広くご意見をいただけるようパブリック・コメントを実施しており、今後、内容を精査した上で都市計画審議会を開催し、各委員からのご意見を賜り、今年度中の計画策定に向け取組を進めております。

今年度は、「市街地の活性化」に向け、交流人口・関係人口による経済税収効果を高めるべく、五条駅をはじめとする公共施設の再編についての調査を重ねるとともに、現在の都市計画マスタープランと策定中の立地適正化計画及び関連計画との整合・連携や都市計画に対する市民意向等の実態把握を行うこととしており、ニューだざいふ的な観点で様々な事業の具体化に向けて検討を進めてまいります。

次に、2項目めについてですが、第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、これまでの議論や検討を生かしつつ、五条駅周辺等に立地する公共施設の再編を含めた課題解決に向けた調査を進め、持続可能な都市構造への転換を図り、「コンパクトなまちづくり」を実現するため、事業への着手、推進していくことをお示ししているところでございます。

今後、様々な事業手法、組合せなどが考えられますが、観光客、参拝客があふれる西鉄太宰府駅とターミナル駅の二日市駅の間の駅周辺というメリットも生かしながら、多様化するニーズに応えつつ、持続可能なまちづくりを目指し、さらなる活性化、快適な住環境の向上につなげてまいります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ありがとうございます。

様々な事業があるということで、全て私今把握し切れなかったです。箇条書的な形で言っていたら非常に分かりやすかったんですけど、総合戦略の施策7、もしくは11に、ニューだざいふ型市街地の活性化という形でこれをお示しいただいてます。明日の舩越議員もこの内

容について深く質問されると思いますけど、私はもう制度的な話でお話を聞こうと思います。

そこで、今伺った整備促進等事業に含まれる具体的な事業、いっぱいあるんですけども、この総合戦略に書いてあるアウトプットのところ、西鉄五条駅周辺の活性化に向けた事業の推進とざっくり一くくりにしてありますけれども、ここに今ご説明、ご回答ありました事業が並んでくるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今、議員さんからもご指摘がございましたが、立地適正化計画素案においても様々な事業などをお示ししているところでございます。計画策定に向けて、現在、注力しておりますが、五条駅周辺エリアのいきいき情報センターなど公共施設の再編検討に向けた調査を行う予定でございまして、調査による検討などを踏まえまして、公共施設や民間施設を含めた都市機能の充実や強化についてさらに検討を進めていきたいと、深めていきたいと考えており、関連施設や道路などの交通環境につきましても、今後の見通しや財源なども勘案しながら検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 引き続きこの関係です。西鉄五条駅周辺の活性化に向けた事業の推進について、まず、基準値、未着手と書いてますよ。全て未着手ですか。目標値、目標値が着手です。簡単ですよこれね。あまたある事業の一つでも着手して、着手すれば目標達成というふうになっちゃうんですけども、この表現の仕方はどうでしょう。これ市長にお答え願います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に先ほど来ありましたように、何か修正が今できるとすればちょっと考えたいぐらいのところではあるんですけども、確かに未着手、着手という表現自体がいささか乱暴だったというか、逆に言うと、木村議員からすると、着手すればもう達成ということのようには言われましたが、私からすると、全く未着手だったのかと、今までとという意味で、全然おかしかったなと思ってまして、要は、ですからそういう意味でも未着手、着手も少し正確ではありませんで、これまで議論もしてきましたし、様々なご提案もいただいてきましたし、様々なこと、今年度も課題解決調査もしますので、決して未着手でもないし、そこは着手、そういうことしてれば大丈夫でしょうということではなくて、やっぱり結果が出なければいけませんので、市民にとって、市にとっていい形で最終的にゴールが完成しなければできませんので、そういう意味ではちょっと表現として少し考え直したいところの一つではあります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） その事業の達成によって得られる効果のほう、アウトカムと書いてあります。アウトカムの内容が、市民意識調査、都市基盤が整備され快適な住環境であると思う人の割合、現在基準値74.8%が80%になれば達成、これもいかなげなもんかと。もっと具体的な目標値を設定すべきじゃないですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも頑張ってつくったんですけども、最後のそういうところで、ご指摘のようにまだまだ至らない点はあるかと思ってますので、そういう意味では、ただその数字を達成すればいいということではなくて、やっぱりいろんな議論の中で、地域をしっかりと守り立てていくために、どういう形で、経済税收効果もあり、市民にとっても住みやすさもあり、お客さんにとっても、観光客の方々にとっても、参拝客の方々にとっても寄りつきやすいようなとか、様々な指標はあるかと思いますので、そうした意味で、その数字なりその書き方だけには捉われないということをご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私は議員になってからずっと都市計画審議会委員をやってまして、もう10年目になりますけども、担当課、都市計画の仕事ぶりはずっと見てきたつもりです。しかしながら、ずっと結果が出ないんですよ。担当課の方がずっと何もしないというよりも、エンジンで言うなら、ずっとアイドリング状態。無駄に燃料を費やしてるような気がして、ゴーが出ないんですよ。ゴーを出すのは楠田市長だと思うんですけどね。それを待ってるような気がして、早く進めろというような、指示がないままずっとアイドリングしてらっしゃるような気がするんですけども、これについては市長どうですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 明日というか月曜日ですけど、舩越さんのときが主なやり取りになると思いますけども、要は、決してそこを私も否定しません。私自身、優先順位の中で、この地域について、何かしら具体的にこうして進めるということまで言っていないということも事実ですので、ただ一方で、やっぱり様々給食の件とか水城小学校の件とか、子どもたちを特に中心に考えてきたという私の方針もある中で、予算の限りもありますし、様々な開発の仕方もやっぱりそれぞれ意見もあるでしょうし、作ったとしても結局空き店舗になってしまう可能性だってあるでしょうし、少子化、高齢化の中で。そういうことも含めて、確かに私自身がこの間、具体的に何か進めるということができなかったことはご指摘も受け止めつつ、全体として結果が出てきたこともある中で、どのように評価されるかは後世にも委ねたいなと思うところです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もう時間になりそうなので、これでまとめます。1件目と2件目を合わせて総括という形でまとめさせていただきます。

策定された第3期総合戦略ですが、今のところ見直しのお考えは今のところはないということで、この内容のままでは、これ計画期間5年ですので、5年後の太宰府市が本当に私としては心配です。どうなるのかね。そこで、せめて33の施策、含まれている33の施策を市民参画による厳密な優先順位を立てた上で絞り込んで、さらに市民参画による事業進捗の管理と事業評価を行って、いわゆるPDCAサイクルで段階的に戦略の修正をしながら実行していただきたいと思います。それをするしかないと思います。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩します。

休憩 午後3時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本健議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本 健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2件について質問させていただきます。

1件目、「市民政庁まつり」について質問いたします。

古来より日本の祭りは、神々や祖先を祭り、感謝し、五穀豊穡や健康、安全を祈願するための行事として根づいてきました。その起こりは、紀元前まで遡るといわれ、西暦712年、太安万侶によって編さんされた日本最古の歴史書であります古事記にも「天岩戸隠れ」という神話として記されています。そして、江戸時代以降、祭りはお祭りとして、庶民の娯楽になって定着し、みこしや山車の行列、獅子舞など、現代でもおなじみの催しが多く見られるようになりました。また、お祭りは、ふだんなかなか見られない歴史に触れたり、地域の人と関わったりするなど新たな一面を見ることができます。

その中でも、日本の伝統的な歴史と文化が色濃く反映された有名な祭りは、「青森のねぶた祭」、「仙台七夕まつり」、「京都の祇園祭」、「大阪の天神祭」、「徳島の阿波踊り」などが上げられます。そのほか最近では、季節を楽しむ雪まつりや桜まつり、また、歴史を祝う時代まつりや地域おこしのための市民まつりなど数多くの祭りがあります。これらは、人々の心を和ませ、さらに人々をつなぐ日本に欠かせないものとなっています。

さて、本市の市民政庁まつりは、これまで38回開催されてまいりました。開催趣旨は、市民によるまちづくりの一環として、市民相互の交流と郷土意識を深め、住みよいまちづくりの推進を図ることにあります。今後、より市民の皆さんの絆を深め、さらに本市の経済活性化を図るため、ここで2日間にわたって開催することを提起させていただきます。

私の抱くイメージとしては、初日、公募で市民参加を大いに募り、古代衣装をまとった行列で天満宮から政庁前まで練り歩き、梅花の宴の再現を行い、前夜祭として、夕方に有料開催の「薪能」で太宰府らしさを演出します。2日目は、舞台・飲食・物販など魅力ある内容を全国に発信し、経済効果を図り、各出店ブースからは、使用料として売上げの10%を市が徴収します。

このように大規模な全国区の市民政庁まつりへ変貌させたいと考えておりますが、市の見解

をお聞かせください。

2件目は、「フードトラック社会実証実験」について質問いたします。

史跡地の魅力を高めるため及び将来の制度設計に向けた基盤資料とするために、フードトラック（移動販売車）の社会実証実験が市内3か所の史跡地にて期間限定で実施されました。今年の3月末で終了されたようですが、実証実験期間中の状況と結果の分析、総括についてお伺いします。

再質問は、議員発言席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 1件目についてご回答いたします。

太宰府市民政庁まつりは、市民によるまちづくりの一環として、文化協会、商工会、自治協議会をはじめとした各関係団体の皆様とともに、実行委員会主催の下、開催され、今年で39回目を迎えることになります。

これまで、打ち上げ花火や、市役所から政庁跡までの仮装パレードなどを実施していた時期もありましたが、安全面等の観点も考慮し、実行委員会の中で議論され、その時々で内容を変更しながら開催されてきた経緯があります。

また、史跡地保護などの観点から、会場を大宰府政庁跡からとびうめアリーナに移して実施した時期もありました。

その後、令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止となりましたが、市民政庁まつりという名称や大宰府政庁跡が元号令和発祥の地となったことなどから、やはり会場を政庁跡に戻すべきとの機運もその間高まり、令和5年度から政庁跡で市民により開かれた形での再開という方式を取りました。

大宰府政庁跡という、1300年前から変わらぬ山の稜線を天然の背景にした会場でのお祭りは、我が国を代表する悠久の歴史や文化を感じることができる令和の都だざいふならではの風景であり、議員ご指摘のとおり、その風景を生かした催物を開催することは大変有意義でありますので、開催日数等を含め、今後、実行委員会の中でも議論をいただければと考えます。

また、使用料として売上の10%を市が徴収することについてですが、以前の政庁まつりでは、使用料が徴収されていた時期もありました。令和5年度から再開後のまつりでは、市民がより気軽に出店をしていただけるよう、使用料の徴収はされておりません。この点についても、今後、実行委員会の中でこれまでの経緯も共有いただきながら議論いただければと考えております。なお、祭りの主催は実行委員会でありますので、その収入につきましては、まずは実行委員会の収入となるものと考えております。

議員ご提案の内容は、壮大で魅力ある計画ではありますが、市民政庁まつりの在り方については、これまでの背景等を関係団体で共有し、各方面の意見を拝聴されつつ、まずは実行委員会での検討を加えていただくことになるべきであると考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 回答ありがとうございました。

日本全国には花祭りやひな祭りなどの四季にまつわるものや、神社やお寺が主体となる催事や神事、地域おこしや文化イベントなどお祭りの数が非常に多く、正確な数は把握できていません。しかし、地域の祭りを含めると30万件近くあるという説もあります。日本の祭り文化事典には、1,200件中1,098件のお祭りが紹介されております。資料をちょっとご覧いただきたいと思います。裏表ございますので。これ、各都道府県の代表的な祭りを三つ抜粋させていただきました。各都道府県には、七つから大体多いところで十四、十五ぐらいあるんですよね。これだけすごい祭りが各地で行われているというのは、私も調べていくうちに驚きでございました。

まず、北海道は札幌の雪まつり、これはもうテレビニュースで皆さんご存じだと思います。毎年ニュースで流れますね。雪や氷を使った彫刻や、像ですかね、これらが会場に展示をされております。私も一度行きたいと思ってるんですが、これ見たことはありません。

それから、青森県、これはもうねぶた祭ですね。大変有名です。ねぶた祭の期間が大体8月2日から7日、この日程につきましては、昨年と今年の日程を基準にして記載させていただいております。ねぶた祭ですけども、これは海外でも大変人気が高い祭りでございまして、歴史や、神話をテーマにした勇壮な山車が夜空に浮かぶ様子は圧巻であると。そして、エネルギーを爆発させる最高のステージとなっていますということなんですね。毎年200万人の観光客の方が訪れるということでございます。

それから、宮城県の仙台七夕まつりも大変有名であります。東北三大祭りの一つでありまして、これはもう伊達政宗公の時代から続く伝統行事を笹飾りで楽しむ祭りでございます。ここもやはり200万人以上、観光客がお見えになるそうです。

それから、秋田県の竿燈まつり。これはもう280本の竹ざおにちょうちんをつけて、一つの五穀豊穡を願ったお祭りということでございます。大変有名でございます。

それから、下の福島県、会津田島祇園祭。南会津町。これはもう800年以上続いたお祭り、伝統的な祭りということでございます。子ども歌舞伎を披露するという祭りです。

それから、栃木県のとちぎ秋まつり。これはもう華麗な江戸型人形山車が練り歩くと、こういう祭りでございます。

右に行きまして、神田祭はもう日本三大祭でございます。神田明神として行われるお祭り。

それから、鎌倉祭、神奈川県ですね。これはもうみこしや武者行列、こういったものを披露するという。そして流鏝馬。テレビでよく見ますけども、馬に乗って矢を射るという流鏝馬なんかも披露されるということです。

それから、珍しいのは石川県の酒樽がえしという、これも面白そうですね、ぜひ見てみたいなと思われる祭りでございますけれども、これは豊作と大漁を願って180リットルのたるを奪い合うという、成人の男性が奪い合うということです。

それから、ちょっと裏に行きまして、全部説明するのは大変ですから、ちょっと主立ったも

のだけ、伊勢まつり、これはもうお伊勢さんですね。

それから、祇園祭は有名ですね。日本三大祭の一つなんです。日本三大祭で言うと、東京、京都、大阪、これが日本三大祭になってますね。日本三大祭、京都はもう1か月間の八坂神社のお祭りでありまして、これも山車が練り歩くというお祭りでございますけれども、まだいろいろお祭りの中には内容が深いものがございます。

それから、天神祭、これはちょっと知らなかったんです、私も。これは太宰府と非常にゆかりのある祭りでございます、大阪の天神祭、これは菅原道真公を祭る大阪天神祭でありまして、当然、先ほど申しましたように日本三大祭の一つであります。毎年7月24日の本宮がメインイベントで、約100万人の観客が訪れ、にぎわいを見せているということでございます。

それから、島根県、これも皆さんご存じだと思うんですが、島根県は神在祭、出雲大社ですね。ここに全国の神々が出雲に集まるという神事が行われております。

それから、ちょっと飛ばしましたけど、岸和田のだんじり祭もご存じですよ。けが人が出たりしますね。曲がり角をスピードを出してばんと曲がるもんですから、やはり亡くなったりすることもあるような祭りです。ただ、五穀豊穰をやっぱり願っての約300年の歴史があるそうです。

それから、徳島県の阿波踊り、これはおなじみだと思います。踊り手や観客が熱気で盛り上がる大変な祭りでございます。

それから、下に行きまして、福岡県、福岡県は博多どんたく港まつりが終わったばかりでございます、大体235万人の人出があると。非常ににぎやかな祭りです。

それから、そろそろもう博多祇園山笠が始まります。櫛田神社への奉納行事で、追い山、7月15日の最終日の追い山が非常に勇壮で、非常に有名でございます。

それから、長崎に行きますと、長崎ランタンフェスティバル。

それから、佐賀は唐津くんちですね。14台の豪華けんらんな曳山を、まちを引いて回る祭りでございます。

それから、熊本県、山鹿灯籠まつり、これもご存じだと思います。これも夏の風物詩となっておりますが、室町時代から続いているそうです。

それから、日向のひよっこ祭り、これは各全国に支部みたいな、支部じゃないですけど、同好会みたいなのができてましてね、全国から2,000人の踊り手が集まるそうなんです。これは敬老会、老人会の祝いの中で披露されたりしますよね。お面をかぶって、非常に面白い踊りです。ユニークな踊りでございます。

最後、沖縄県、これは沖縄全島エイサーまつりと。これはやはり先祖の霊を供養するためのお祭りでございます。

こうした日本の祭りの目的は、神様に感謝する、地域コミュニティを活性化する、季節の変わり目を祝うなど様々です。伝統的な衣装や踊り、そして、屋台、花火など、華やかな要素が特徴でございます。

ざっとちょっと説明させていただきましたけども、質問に入らせていただきますが、これだけ日本にはすばらしい祭りがあります。ぜひ時間があるときは、これからちょっと祭りや花火を楽しみたいなと思っておりますが、これまで、ご回答にありました、39回目、今年で。過去38回の市民政庁まつりについてお伺いいたしたいと思います。

市民政庁まつり実行委員会の構成と、その役割についてお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） お祭りの実行委員会の構成と役割ということでございますが、太宰府市の自治協議会、先ほども申しました商工会、文化協会といった3団体が主になっていただいて実行委員会を構成しているところがございます。その3団体に関しては、複数名実行委員を選出していただいておりまして、そのほかの16団体、様々な団体、市議会の皆様もはじめ団体になっておられますけれども、団体が構成団体としてございます。合計で19団体でございまして、人数にいたしますと29名で実行委員会を構成されてあります。会長、副会長のほか、三つの部会に分かれておりまして、外部との交渉とか、協賛金、会計なんかを執り行われる総務部会。出店や出演者、会場の設営なんか、プログラム構成なんかを行われる企画運営部会。交通整理と駐車場や警備関係が行われる交通警備部会ということで現在分かれられておりまして、それぞれの内容について検討が行われるとともに、当日の運営に関しても各実行委員さんの皆様が運営に携わっておられるというふうな役割や構成ということになってございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。文化協会、商工会、自治協議会が主体となって、またその傘下にいろんな役割分担の組織をつくっていくという感じですかね。

それでは、毎年開催は10月第一日曜日というふうに固定されておりました。雨に悩まされたり、寒かった年もありましたね。令和2年から令和4年はコロナ禍により中止されましたが、5類に移行した令和5年と6年は、逆にまた模様替えといいますか、コンパクトになった祭りを実施されました。その時間帯や内容が変わったように記憶しておりますけれども、コロナの前後の違い、前と後の祭りの違いについて教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） コロナでの中止を挟んだ形になりましたが、その前後の違いといたしましては、幾つかございまして、コロナ後の再開に関しましては、一つの目標としまして、市民の皆様がより参加しやすく、あと会場を政庁跡にまた戻したような形になりましたので、そういった意味でも、まず久しぶりの再開ということで、持続可能な政庁まつりの実施という視点で、様々な内容について、実行委員会の中で議論をいただいて再開されたということになります。

まず1点、時間帯についてでございますが、令和元年度以前は長いところで12時、正午から

午後8時まで、夜間帯までの時間帯で開催をしておりました。一方で、様々安全面とか、夜のいろいろ照明代、電気代の費用等を鑑みまして、明るい時間帯のうちに撤収を終えるような形でやってみるのも一つの方策ではないかということで、令和5年度に関しましては、再開に当たり午前10時から午後5時までの実施ということになっております。

また、出店に関しまして、いわゆる政庁跡に、先ほどご答弁で申し上げましたように、政庁跡に戻す段階で、唯一無二の本市が誇る史跡である一方で、やっぱり史跡というところで保護をしていかないといけない面もあるということで、史跡を有用に保存できるような、そういった条件で会場を使用するということで、火気厳禁にしたりという仕様で、さらに出店料とかを徴収せず、言葉で言えばフリーマーケットみたいな形のエリアを広く設けるというような運営の形に変更されたというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） それで変わったところは、何ていいますかね、調理ができない。これもありましたね。多分変わった点ですよ。調理をしないように。卓上こんろなんかはいいんですか、使って。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） エリア分けをしているところなんですけども、一般的に言う政庁跡の広場、よく駐車してあるところなんですけど、そちらのほうとかは火を使っていーエリアになっておりまして、ただ、政庁の中の会場というところに関しては、火気厳禁というか、火を使えませんよというような出店の条件というか項目を上げさせていただいたというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答の中で、とびうめアリーナで開催した年もありましたよね。その経緯説明にも回答いただきましたけども、再度ちょっと政庁跡の開催に踏み切った、復活できたと、までの経過をちょっともう一回教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん実行委員会でやっていただいた、最終決定していただいたということももちろん大きいんですけども、私もこの復活についてはかなり思い入れがありまして、やっぱり体育館で、私就任したときはやっていましたけども、総合体育館も新しい使い方として、一つの様々ご意見があった中でできた体育館でしたから、市民に愛されると、活用いただくということで、一定の期間、重要だったと思いますけども、やっぱり名前が市民政庁まつりですから、そもそもが。

また、韓国、扶餘など行きますと、やっぱり非常に歴史の風景をバックに大きな舞台があって、そうした中でお祭りをされていたことなども見るにつけ、あれほどの山の稜線なり、1300年変わらない時空を超えたそのままの形があるわけですから、ああいうものを自然のバックとして舞台でやっていく。そういうことが非常に重要じゃないかということで、担当のほう

も実行委員会の皆様にしっかりと提案をしながら、また、史跡の保存などもありますけども、私からしますと史跡の保存も重要ですけど、もともとあの地でうたげをやったり、様々な天満宮さんの秋思祭などもやってますから、要はあの地を本当の意味でリスペクトしながら使うという意味では、現代にとっても重要なことでもありますので、あの場所でもう一度市民政庁まつりをやりたいということは、私も1人の市民としても願っていたところとしてこういう流れになったということもあります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほど回答の中で、令和元年のときは8時まで、正午から8時まで、時間帯が変わったという。ここ2年間、市民政庁まつりは午前10時から5時になってますよね、2年間ね。これに対して、市民の方からのそのご意見、要望等がございましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 時間に関してでございますけれども、実行委員会のご意見としては、アンケート等も実行委員会の中でもご意見いただいたところなんですけど、明るいうちに終了するというところで、安心感であったり、費用面であったりということもございました。あと、ご来場の方、出店者の方からもアンケートという形でご意見をいただいたところですが、多くの方が今のままで時間はよいと、5時まででというところで回答をいただいています。

ただ一方で、市を挙げたお祭りであると、本市最大のというか規模の大きなお祭りであるので、夜まで開催してほしいというようなご意見もあったということだけちょっと申し上げておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） それでは、本題に入りますけれども、冒頭申し上げました市民政庁まつりの2日間にわたる開催の件ですが、これはもう来年早速開催してくれというようなお願いじゃないんです。一応3年間のスパン、3年間温めていただくか、あるいは2年間、準備期間として、各実行委員会の中で揉んでいただいて、議論していただいて、どういうふうにしたら盛大な祭り、太宰府らしさを出せるか、こういったものをちょっと議論していただければというふうに思ってます。うちも選出の実行役員がいますので、政庁まつり実行委員の議会選出の。その方にもしっかりと私お話をして、プッシュしていただくようにお話をしたいというふうに思います。

ただ、やはり仮装行列の市民参加というのをぜひやっていただきたいなと思うんですが、その衣装、衣装の調達、やはり万葉会の方々の協力が必要じゃなかろうかというふうに思いますし、また、梅花の宴の再現とか、薪能の披露など、準備期間が要ると思いますので、先ほど申しましたように、2年間ほどはじっくりと研究していただいて、そして3年目に実施と。で

きたら、していただくと私の願いもかなうかなというふうに思います。3か年計画でご検討いただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう本当に夢のあるといいますか、非常に全国的に、改めて私も勉強させていただきましたが、やっぱりお祭りというのは非常に重要な、我が国にとっても、郷土にとっても重要な営みでありますので、ポイントとして一つ上げたいのは、やっぱり太宰府天満宮さんの神幸式大祭があります。そこで行列もやられます。これも非常に私はすばらしいお祭りだし、そういうものと市の取組なり市民の取組なんかも含めてやらないと、本当の意味でこれほどの全国の有名なお祭りにはなかなか太刀打ちできないかもしれないとも考えますけれども、いずれにしてもそういう天満宮の道真公の歴史もあり、令和の歴史もあり、様々戦国時代なり、そういうことも最近では平安時代も、大河ドラマでも取り上げられましたので、太宰府の通史として何か全体的に行う。また、プロジェクションマッピングなどで、なかなか復元は難しいですけれども、そのときだけ、夜だけ、何か復元ができるような形とか、それを見ながら夜飲んでいただくとか、そういうことも含めて、まだまだ本当に可能性は秘めた場所でもあるし、まちでもあると思いますので、3か年に限らず、これまでも変化してきてますから、そういう意味では、皆さん、市民の盛り上がりの中で育てていただければなど改めて思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 前向きにご検討いただければというふうに思います。

私ども史跡地活用調査研究特別委員会、これは舩越委員長以下8名で、今年の1月20日に、三重県明和町に史跡斎宮跡の活用について、テーマですね。また、21日、奈良県橿原市の広大な藤原宮跡花園植栽事業の取組について視察に行ってまいりました。大変勉強になり、有意義な視察であったというふうに思っております。

明和町は人口約2万2,000人のところですが、地域交流センターで、平安時代をしのぶ古代米を使った牛車の三段重ね、要するに斎王弁当、こういったものをおいしく食べさせていただきました。本市にも古代食があるんですけれども、なかなかこれ生かされてないんじゃないかなと思ひまして、こういった市民政庁まつりの中でPR販売などを実施されてはいいのかなというふうに思っておりますが、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いずれにしてもおっしゃるように、食、やっぱりこの太宰府、どうしても梅ヶ枝餅ありますけども、夕食なり、スイーツなり、そういうものがすごく少ないし、古代食も結果としてあまり盛り上がらないままになってますので、そういうことも含めて祭りと絡めながら、何かそういう名物が新たに加わってくると、様々な経済税収効果なり、回遊性なり、さらに高まってくるのは間違いないので、大変重要な要素だと感じています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） この件の最後の質問になります。これこそ市長にお答えいただきたい

と思います。特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定をされました。元号令和発祥の地となりました特別史跡大宰府跡をはじめ、八つの史跡群の保存と活用が不可欠であります。史跡や観光地をつなぐ見学ルートの再整備が必要と考えますけれども、市民政庁まつりは、まさに官民連携による文化遺産の活用でありまして、ぜひとも2日間の開催を提言させていただきたいと思っています。市長は常々、世界に冠たる令和の都だざいふを標榜されております。そして、毎年、福岡県に特別交付税や算定基準の見直しをお願いされておりますが、ここは市長自らがこの基本計画資料を持参されて、文化庁へ陳情に行って、その熱意を伝えていただきたいというふうに考えておりますけれども、市長の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点もまだまだ至らなかったということを改めて認識をしながら、受け止めながら、まず全史協などで、副会長という九州担当のそういう立場もいただけてますから、そういうところで特に国会議員なり文化庁の方々の前で様々な要望をしてきました。これまでもですね。でもこれでもまだまだ動いてないことが多いので、そうした意味では新しい計画も、この計画もまだまだ足りないところもありますので、せっかくの令和の発祥の地、またこれほどの長い歴史や文化、そして市民の象徴、誇りとしてあるものでありますので、そうしたものを国にしっかりとその価値を認めさせ、そして、日本遺産は残念な形になりましたけども、世界遺産も含めて考えるぐらいの、むしろ、そうした決意を持ってやっていくべき課題、これはまちとしての課題でしょうし、夢でもあると思いますので、そうしたことはしっかりと受け継いでいきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長の思いを感じ取りましたので、ぜひよろしく願いいたします。

祭りは地域の活性化や経済効果を高める大きな力があります。また、祭りを楽しむことで、太宰府市民の連帯感も深まり、活力も大いに高まりますので、ぜひ先ほどの実行委員会の中で協議をしていただき、ご検討いただくことをお願いしておきます。

2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目についてご回答いたします。

史跡地における「フードトラック社会実証実験」は、史跡の価値を損なうことなく史跡景観に配慮しつつ、散策者の利便性向上と史跡地の魅力を高めること及び将来の制度設計に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4年度に1期目、令和6年度に2期目として実施いたしました。令和6年度の社会実証実験に登録申請があった事業者は8事業者で、うち5事業者が市内事業者であり、1期目より3事業者増加いたしております。出店は事業者の希望の場所で実施し、期間中延べ95回の出店がございました。

出店した事業者からは、歴史ある太宰府の地でフードトラックを出店できたことは大変やりがいがありましたというご意見や、イベントがない時期での常設出店は収益を考えると難しく、

集客力が高まる時期に期間限定での出店が望ましいなどのご意見をいただいております。また、フードトラックを利用した方々からは、食べ物や飲物がおいしく大変満足でしたなどのご意見が寄せられました。

事業者や利用者からはおおむね肯定的なご意見を多く寄せられておりますが、結果の分析や総括は現在整理しているところでございます。今後、関係部署含めて庁内で総括し、今後の制度設計に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 令和4年が1期目で6年が2期目と、この2回で95回の出店数ということでございますか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 令和6年度、この実績が延べ95回でございます。ちなみに、令和4年度につきましては、延べ39回でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 特に令和6年に絞って、2期目の出店数と出店場所、それから期間について、さらに販売商品、何を売っていかれたのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 出店台数は、8事業者の8台。出店場所は、大宰府政庁跡の正面多目的広場、それと客館跡の多目的広場、水城跡の第2駐車場でございます。出店の期間につきましては、令和6年11月18日から令和7年3月31日でございます。販売商品は、飲物が、ジュース、コーヒーなど6品目、食べ物が、ソフトクリーム、ホットドッグ、フライドチキンなど12品目が販売されておりました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 11月18日から3月31日といたら大体冬の期間ですよね。ソフトクリームが売れるんでしょうかね。食べる人も、子どもたちは寒くても食べますので、需要はあるんでしょうけどね。

社会実証実験のための出店料は無料だったようですけれども、出店期間の各出店者の売上げなど、そういった営業報告はどのように対応されたんでしょうか。具体的に教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 売上げ等の報告につきましては、出店当該月の翌月5日までに、当該月の売上額、利用者数を電子メールか市役所のほうにご持参いただくかの方法で報告いただきました。また、市が行うアンケートに協力もお願いをいたしておりました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 寒い時期に出店者もご苦労があったと思うんですよね。何かにぎわい

のあるところでしたら結構売れるんでしょうけど、あんまり人のにぎわいがないところでずっと待つ営業をされる。これ大変だったと思います。

フードトラックの実証実験、これはさっき成果はありましたので、今後、市として、フードトラックの活用についてどうするのか、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 今回の実証実験では、市内3か所で出店をいただく事業者を募集いたしましたけれども、そのほとんどが大宰府政庁跡での出店を希望されておりました。先日、策定されました特別史跡大宰府跡基本整備計画にも、大宰府跡の先進的多用途活用の推進の方向性が示されておりますので、今回の結果を踏まえまして、課題等を整理し、今後の在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 参考に聞かせていただきたいんですが、政庁跡と客館跡と水城跡、フードトラックを出されたんですけど、売上げとしてはどこが一番上がったんでしょう。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 売上げにつきまして、6年度、大宰府政庁跡が、出店数が89日、売上げが128万6,985円。利用者数が1,809人となっております。客館跡多目的広場につきましては、出店数が3日。売上額は1万4,100円。利用者数が26名です。水城跡第2駐車場につきましては、出店数が3日。売上額は4万6,740円。利用者数は71名となっております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

こういったフードトラックやキッチンカーというのは、ランニングコストを抑え、柔軟な営業が可能であります。空きスペースの活用など様々な場所で、今一つのブームですかね、活用されております。これを機会に、史跡地だけでなく、サッカーやラグビー大会、こういう一つの例ですけど、スポーツイベント、こういったところに活用される計画というのは今後ございませんか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今、議員ご指摘の件は、公園とかということにしようかと思います。例えば、梅林アスレチック公園等を含みます市内の都市公園等の公共施設につきましては、新しい公共の観点から求められる役割や意義について、様々な視点から再整理を行い、今後の在り方について検討しているところでございます。よって、今回の実証実験の結果も踏まえて調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） やっぱり大会になりますと、家族連れで、ファミリーで出かけて、お弁当を持って行かなといけないというふうなことがありますので、弁当持参でなくて、フード

トラックとかキッチンカーが利用できるとなると、大変助かるというふうに思います。事前の開催日が分かってる、また、文化的なイベント、こういったものにもフードエリアを設けて、フードトラックを設置するという、そういった波及をさせてはいかがかなというふうに考えるんですが、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） これまで、市民文化祭などで社会教育団体を中心にテントブースを設けて飲食物を販売してきた経過がございます。議員ご提案のフードトラックにつきましては、今後、調査研究してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 先日、土日に文化協会の春の祭典、2日間にわたってありましたが、大変寂しい。お店がないですね。中もちょっとやっぱり出演者だけが、あるいは家族だけが見に来ているというような状況でございますので、この辺もやはり食べ物があるともっとまたにぎわいも違ってきますのでね、ぜひ研究していただければというふうに思います。

フードトラックの活用は、観光客の満足度の向上や地域活性化に貢献できる可能性があります。出店者はローコストで開業でき、空き家や土地を有効活用できて、テークアウト需要にも応えることができますので、さらなる進化を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月16日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後4時15分

~~~~~ ○ ~~~~~